

令和2年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年 3月18日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和2年 3月18日(水) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和2年 3月18日(水) 午後 6時36分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委 員	なし
委員外議員	
傍 聴 者	8人

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 1 6 号	鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 7 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 8 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 9 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 0 号	令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
第 2 4 号	令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 5 号	令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 3 0 号	令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議請第1号	75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願書	不採択

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 中島 章男
 自治振興課長 沼上 勝
 市民生活部副部長
 兼危機管理課長 関口 泰清
 市民生活部参事
 兼市民課長 松本笑美子
 市民課副参事 加藤 勝美
 市民生活部副部長
 兼国保年金課長 関根 則男

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 平井 敏一
 環境課長 小林 弘樹
 環境課副参事 大島 和之
 農政課副参事 山崎 淳一
 環境経済部参事
 兼商工観光課長 小川 哲夫
 環境経済部副部長兼道の駅整備
 プロジェクト課長 高坂 清
 環境経済部参事兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年

吹上支所地域兼市民グループリーダー

吉田 勝彦
 川里支所副支所長 神田 英昭

書 記

森田 慎三
 岡崎 夏子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と野本恵司委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第16号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例、議案第17号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第18号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第20号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第25号 令和2年鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第30号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算、議請第1号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願書の議案8件及び請願1件であります。

ここで申し上げます。本日農政課長より欠席届が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。初めに、議請第1号について審査を行います。次に、議案第16号から議案第19号について、議案番号順に審査を行います。次に、議案第24号の令和2年度一般会計予算について審査を行います。次に、市民生活部に係る議案第20号の特別会計補正予算、議案第25号及び議案第30号の特別会計予算について、議案番号順に審査を行います。なお、議案第19号及び議案第24号については歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第19号及び議案第24号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いを申し上げます。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力を頂きますよう、よろしくようお願い申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、議請第1号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(菅野) 請願書を読み上げて提案させていただきます。

75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願書。1、件名、75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願。2、要旨、後期高齢者医療、75歳以上の医療費窓口負担を現行の1割から2割にする方針が全世代型社会保障検討会議で示されました。2割化となる負担増は、高齢者が安心して医療が受けられる機会を失いかねない事態となることが危惧されます。3、理由、戦前戦後を体験してきた高齢者は日本経済の発展に寄与し、医療に安心してかけられる制度に支えられ、世界の長寿国をつくり上げてきました。しかし、この間公的年金の手取り受給額が毎年減少するなどの影響もあり、独り暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回り、高齢世帯の多くが貧困状態に陥っています。高齢者は、健康で長生きするためにわずかな貯蓄を取り崩し、日々の生活を送っています。このような厳しい実態に追い打ちをかける75歳以上の医療費自己負担の2割化は、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼし、医療機関への受診抑制による病気の悪化につながります。鴻巣市議会において国に対して75歳以上の医療費の窓口負担を2割化しないよう、意見書を提出していただきますよう、請願いたします。

以上です。慎重審議の上、ご採択いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) まず、件名の原則2割化というふうになっていますけれども、この原則という意味はどのような意味なのか、教えていただけますか。

(菅野) 原則の意味というのは、場合によっては考える余地があるという意味でしょうか。ぱつと言わないということですから、提案するほう

の考えが原則というのは場合によっては見直すという意味に入っているのかどうか、そこら辺はよく分かりません。提案側の言い分として分かりません。

(永沼) 知りたいのは、原則 2 割化というふうに言われると、要するに 75 歳以上の高齢者全員に対して 2 割化するのをやめてよねという、そういう請願なのか、それとも何かほかに特例があつての原則なのか、よく分からなかったの、それちょっとお聞きしたかったのです。どういってお考えで原則 2 割化に反対したのかなと、その原則 2 割化の意味をちょっと知りたくてお聞きしました。教えてもらえますか。

(菅野) 実際に具体的にどういうことかということは聞いていませんので、原則とつけば決定的ではないという意味であると思うのです。ですから、こういう状況の場合はこうだけれども、生活苦の場合はもっと勘案する余地があるという意味で原則化とついたのではないかと思うのですが、請願書だとそこら辺は具体的な論議はしていません。すみません。

(永沼) ちょっと理解したいなと思ったので、ちょっとお聞きしたのですけれども、次にちょっと細かいところお聞きするのですけれども、もしかしたらお答えできないのかもしれないのですが、独り暮らしの高齢者の約半数は生活保護基準を下回りというふうな内容があるのですけれども、これ具体的に全国的な人数とか、その生活保護基準を下回っているのが半数以上いるって書いてあるので、データがあるのかなと思ったので、それを教えてもらいたいなと思ったのですが。

(菅野) その数値は具体的には取っていません。ただ、国民年金の場合は平均が 3 万円台ですよね、国民年金でいうと。ですから、3 万円では生活保護以下というわけです。1 人の 1 か月が 3 万円ということないですから。年金額でいうと、本当に自営業や農家の人とか、そういう人というのは安いですよ。そこら辺はもう数値で出ているのではないかなと思うのですけれども。

(永沼) 私もちょうとこの文章を見て、調べたのですけれども、よく分からなかったの、教えてもらいたいなと思ったのです。

それで、またちょっと細かいところになるのですけれども、理由の中の

文章の中に医療機関への受診抑制による病気の悪化につながりますって書かれていたのですけれども、これもその具体的な現状というのを把握されているのかなと思ひまして、それをちょっと教えていただきたいなと思ひます。

(菅野) この請願した人の現状というよりも今の事態では医療費が結局高いわけですから、早期発見、早期治療が一番大切なことなのですからけれども、やはり収入が少なく、医療費が高くなると我慢をしてしまうという、それでどうにもならないところまでいくほどではないのでしょうかけれども、周りから言われたり、それから自覚によって行くという、本当は早く行くほうがいいのでしょうかけれども、早期発見、早期治療というのがあるわけですから、そこら辺を言っているのではないかなと。私たちの周りの人を見てもそういうのを実感するわけです。

(永沼) それでは、あと2点ばかりちょっとお聞きしたいのですけれども、医療保険制度の改革に向けた被用者保険関係5団体の意見というのが元年の11月8日に厚生労働大臣に出されていて、この被用者保険関係5団体というのが健康保険組合連合会、全国健康保険協会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、この5団体なのですけれども、この中に後期高齢者の窓口負担についてということで、この中に意見書が出ておひまして、高齢者の医療給付費は増大し、それを賄うための拠出金が保険者の財政を圧迫し、保険料率引上げ等により現役世代の負担となっている。現役世代に偏った負担を見直し、高齢者にも応分の負担を求めることで給付と負担の世代間のアンバランスを是正し、公平性、納得性を高めていくことが重要である。現在70から74歳の高齢者の窓口負担が2割であることを踏まえ、75歳以上の後期高齢者の窓口負担についても低所得者に配慮しつつ、早急に原則2割とする方向で見直すべきであるという件が出ていますのですが、これに対するご意見はいかがですか。現役世代の負担になるのではないかという話なのです、1割のままだと。現役世代のことをどのように考えられているのか、その辺をちょっと教えてもらいたいなと。

(菅野) 結局年金が減らされているということが、増えてはいない、ど

んどん減らされているわけですから、75歳、後期高齢者になるとなお減らされていくわけで、これは人間らしく生きていく上で1割で引き続きやってほしいというのは切実な要求ではないかなと思うのです。後期高齢者は年金は減らさない、増やすよとかというのなら分かるのですけれども、結局今平均寿命も延びていますから、後期高齢者の人数も多くなっていくわけですから、そこで2割と政府は思うのでしょうかけれども、年金者同士であっちの金、こっちの金を使うのではなくて、使うところは節約すべきところは幾らでもありますよね。5兆円を超える軍事費（P.20「防衛費」に発言訂正）を、そんなにやって平和憲法なる国でどうするのだと。だから、お金は福祉優先に使ってほしいという願いがあって、それができるなら日本の経済力をもって何も2割にしなくてもやれるのではないかなという、切実な要求ではないかなと私は認識しているのですけれども。

（永沼）そうしますと、現役世代の保険料負担増になるかもしれないことについては、ちょっと触れられていないような気がするのですけれども、その辺はどうなのですか。

（菅野）現役も何も負担増にしなくても政府がきっちりと補助制度をやって、医療保険をやっていけるようにすればいいわけで、2割が駄目なら今度3割、4割って、そういうことではないと思うのです。国の予算の私たちの税金の使いようだと思うわけです。医療費や将来安心して暮らせるような生活資金に、それを第一に予算措置するのが本来の政治のありようだという切実な高齢者の要求であるというふうに私受け止めています。

（永沼）既に公費、国や県や市でこの医療費について既にもう5割方拠出しているのですけれども、それ以上出してもらいたいという、そういうことでございますか。

（菅野）削るべきところを削れば、人間が人間らしく生きるなんていうのは最低限の憲法が保障している要求ですから、何もどこかからお金を取ってこいということではなくても、予算措置はちゃんとまず人間が人間らしく生きる、そこに最優先にやってくださいという生存権の問題だ

と思うので、どこの金を取ってこいとかということではないと思いますので、普通の要求ではないかなと思います。

(野本) それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、要旨の中に後期高齢者医療の医療費窓口負担を現行の1割から2割にする方針が全世代型社会保障検討会議で示されましたということを受けて、この反対に関する請願書が書かれているのかなというふうに受け止めるわけですが、この全世代型社会保障検討会議で示されたのがいつで、ここに該当する部分は何なのかというところをお答えいただきたいと思います。

(菅野) 直近の会議みたいなのです。この2割化が出た途端、大変な反発が出たと思うのです、高齢者から。本当は2割にしたかったのでしょうけれども、それで見直したというのを私はこの間の政府の福祉施策の中で読んでいますけれども。本当はしようとしたらしいのですけれども、大変な反発が出て、今回はこれを見送ったみたいですね。そこら辺があるので、出てきた請願文書だと思います。直近のです。直近の会議です。

(野本) 私も調べているのですが、それと合っているのかどうかを確認したかったのですけれども、示されたことを受けてこの請願が出ているので、示された基となっている部分というのがどういう言葉で出されているのかということ伺っているのですが。

(菅野) 基の文書というのは分かりませんが、医療がこうなっているという中に2割化ということが出てきて、それで猛反発が高齢者から出たというような文書は読んでいますけれども、具体的にこの全世代型社会保障検討会議にどういう人が参加して、誰からどういう意見を聞いたかということについては読んでいません。そういうのはちょっと入らない状態で文書で読みましたので。

(野本) 私の手にできたのは全世代型社会保障検討会議の中間報告で、元年の12月19日の中間報告というものなのですけれども、その中に該当するようなものが探して出てくるとすると、この趣旨のようには書いていないのです。だから、そうすると何をもってこの請願が出てきたのかがよく分からない。私の調べた部分では、その検討会議の中間報告の10ペ

ージのところに「後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする」、「その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う」というふうになっておりまして、これを読む限り一定の所得以上の方について2割、それ以外の方については1割ということは、ここに書いてある高齢者の多くは貧困状態に陥っているということから来る趣旨とは全く当てはまらないように読める。逆にそこから質問をするとすると、今回の請願の趣旨は所得の多い方が2割にならないことを望んでいるというふうに読み取ることができるのですけれども、そういう意図なのでしょうか。

（菅野）多分380万円だか、280万円だかって制限が出ていたはずなので。その2割化するのに。でも、今までも制度が住民の負担が増えていく場合は、最初はいろんな条件をつけて1割を2割にするのだから、いいではないかというけれども、そのうちそれが普通になってどんどん改悪されていく状況がどちらかというところがありますよね。多分額が幾ら以上ってあったと思うのですけれども、その額がいわゆる潤沢に税金をもらって暮らしている、年金をもらって暮らしているという範囲を超えていたという思うので、こういう請願になったと思うのです。

（野本）請願の言っていることの整合性がちょっと私も受け取れないので、紹介者のほうから具体的なここを根拠にするということとは言えないわけでしょうか。

（菅野）どちらにしろ1割を2割にすれば全ての方が2割になってしまうわけですから、制限をするというけれども、75歳以上でいわゆるどこかで区切って医療費を2割にするにしても、これからはどんどん病気になる年なわけです、75歳というのは。まして、死ぬ前などは大変技術の高い治療などするわけですから、そこら辺も75歳過ぎると1割が2割になるということに大変皆さん危惧を感じているわけです。元気だった人も75過ぎると、これからはいろんな病気になって医療費がかかっていく

わけですので、そこら辺も大きな懸念としてあるというふうに私は受け止めています。

（野本）最後の質問なのですが、私自身は自民党所属、このす自民という立場で自民党の方針はどういうふうに考えているかというのと、やはり75を過ぎたらみんな2割にするというふうな方針は持っていないわけです。ただ、やっぱりこれから持続可能な社会保障ということ、人生100年というふうに捉えていますので、それを考えていく中で社会保障が存続していかなければ、立ち行かなければならないということ、現実的に考えていくと、能力に応じた負担の考えの下に全ての世代が公平に支え合えるということを考えて、年齢で決めるというだけの話ではないと。75を過ぎたらということだけではなくて、その収入に応じた負担という部分が重要なのではないかと考えておりますが、そういうことではないのでしょうか。

（菅野）要するに年を取ると病気になる率が大きいわけですから、そのために後期高齢者医療制度というのはつくったわけですね。最初はなかったのですから。病気になる人が多いから、別枠にしようといって後期高齢者医療制度というのができてきたわけですから、当然年取れば具合悪くなるわけで、ならば医療費を医療費の範囲の中でやるのではなくて、国家予算の中でやればいいわけではないですか。5兆何千億円もの軍事費（P.20「防衛費」に発言訂正）を憲法9条の………何で日本がアメリカのために出さなくてはいけないのか。1兆円を入れれば国保だって、全国の知事会の会長が言っているではないですか。1兆円、国が国保に入れろよって、そうすれば地方自治体でこんな苦しまなくて済むのだから、国保が高くてしょうがないだろうって、知事会の会長だっている、私たちの議員のたよりにいつも書いてありますけれども、やはりお金の使い道なので、高齢者に当然の優しい政治をしてほしいという切実な要求の請願であると思っております。

（大塚）それでは、何点か伺いたいのですが、その前に以前の請願の審査のときにも同じことを伺いました。請願というのは誰もがその権利を有していて、とりわけ紹介議員となる方については、前回のときにはこ

ういう言葉を使いました。十分請願者と連絡を取って、情報を密にしてこの場に臨んでいただいているのでしょうかということを伺ったのを記憶しているのでしょうか。そのときには回数ですとか、時間を聞いたのですが、それほどやりとりはしていないという話だったと記憶しております。今回もどうなのかというのはまず伺いたいのですが、過日のこの議会の代表者会議の中で紹介議員の一人である竹田議員が請願権は誰でも持っている。請願については、本人の意思、意見をまず優先して尊重すべきという発言をされていました。そこで、それを含めて伺いますが、今回請願を出された方とどのぐらいやりとりをされているのでしょうか。

（菅野）日常的にこの請願以前にいろんな暮らしを守る活動というのをやっているわけです、日常的に。このことだけの会議ではないですけれども、生活がどうなのだと、年金だけではなくて平和のことも含めまして、そういう活動は毎月1回ぐらい会議する中で何らかの形で出てきているのです。こういうことに関してはもともと大変だねって、こういうのあったねという話はもともととしている範囲の話ですので、特別このことだけについて分からないことが特別難しく書かれているわけでもないので、どうだという話はしないで、請願分かりましたという感じで受けてきているのです。竹田さんもそういう意味で請願権はみんな持っているというふうにつながっているのではないかと思うのですけれども。

（大塚）そうしますと、これから何点か伺うのですが、個別に私たちが知り得る情報というのはこの紙面でしかないのです。ご本人、請願者がどのような思いで何を我々に訴えたい、伝えたいというのは、この紙面でしか知ることができないのです。月々集まりを持っているわけでありませぬので。私が思うにはこのご本人が、請願者がどこを中心に、あるいはここだけはぜひ伝えたいというところが多分普通はあるのかなと。理解をしたと今菅野議員はお話ししましたがけれども、人間と人間である以上全く100%同じということはないので、私は少なくとも何回かやりとりをしていただいて、情報を十分に収集していただいて、今日臨んでい

ただけるのかなと思って冒頭伺いました。具体的にこの文面の中では分からないことがあるので、幾つか伺いたいと思います。

まず、冒頭のタイトルなのですが、原則2割化、この原則について、他の委員からも質疑があったのですが、ちょっと私の理解とは違うので、改めて原則2割の原則とはどこを指しているのか、それを最初に伺います。

(菅野) どこを指しているかというのは、医療費全体を2割にするという意味ですから、この分は除くよというわけではないですから、医療費負担を2割という、それ以外の何物でもないと思います。では、それは収入によって段差はつけるかもしれませんが、高額収入の方と一定の枠はつけるかもしれませんが、医者にかかった場合は医療費は2割にするのですよということですから、原則というのはあまねく多くの人にそれをかけるという意味もあると思いますし、日常的に。

以上です。

(大塚) どうも今の話伺っていると、75歳以上の後期高齢者対象となる方が全員が2割になるのだというふうに聞こえてくるのですけれども、現実的に社会保障の検討会議で言われているもの自体はあくまでも原則という、この原則は全員ではありませんというふうに私は理解しているのですが、全員ではないという認識の中でこれから質疑を進めてよろしいですか。どうでしょうか。

(菅野) 先ほども言いましたように国保の人は年金は3万幾らぐらいですよ、平均が。ですから、後期高齢者になるとさらに病気がちになるわけですから、同じ2割でも大変生活に大きな影響を与えるという、そういう意味で来ていると思いますので。いつまで言っても変わらない。平行線だね。

(大塚) すみません。原則2割というのは全員ではないという理解で私はいるので。それについては認識はどうですか。あくまでも全員ということなのか。私は、これは全員ではないと、特定の部分の方を指して2割というふうにする見込み、方針だというふうに理解をしているのですが、それがまず一致しないとこの先議論ができないのですけれども、

そこら辺は改めて、もしあれでしたら休憩を取っていただいて、担当課の方もいるので、そこをちょっと確認してからできたら進めたいと思うのですが、委員長いかがでしょうか。

(菅野) では、少し時間下さい。何かかみ合わないから。

(委員長) では、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 7 分)



(開議 午前 9 時 4 3 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) それで、改めてこのタイトルを含め、中身の理解というか、どういうふうに理解をされているのかを先に伺います。

(菅野) 原則というのは、今 1 割の人が一定の水準、これも幾らとまだ決まっていませんけれども、一定の水準によっては 2 割にしますよと。そういうことがまだ決まっていないと、全世代型でやっていくというわけですから、そういう範囲の言い分だということです。だから、収入の多い人は 2 割にしていけますよって、今 1 割ですから。それを言っているけれども、全世代でちゃんと医療制度が継続するようにやることなのだという意味だということです。

(大塚) かなり共通部分が増えてきましたので、具体的に幾つかまた伺いたいのですが、実際に今回はある一定の部分の方について 2 割にすることを検討しているというふうに理解を多分されたということで質問しますけれども、文言としてはちょっと別個になってしまうのですが、よく言われる受益者負担の原則。受益者負担、これについては菅野議員はどのように理解をされていますか。

(菅野) 受益者負担といってもお金をいっぱいもらっている人が高い病気になってもお金払えて、年金の低い人はでは病気になっても医者行けなくてもしょうがないというふうになってしまうわけで、これは平等の原則にも反することですので。結局は病院にかかれる範囲の収入に応じて医療費負担にすべきであると思います。そうでなければどんどん長生き者が増えるのに、ますます年金低くしていけば医療費もかからなくて

済んで、—————ということになりかねないですものね。ですから、税の使い道をどう配分するかというところにあると思います。結局は、医療費を削るという、そういう福祉予算を削るということに続くと、どこまで削ってもここでいいという境界がなくなってしまうのではないかと思うのです。人間らしく生きられるという、生存権を保障するというのは政治の根本原則であると思いますので、この請願はぜひ通していただきたいと思います。

(大塚) 本来受益者負担の原則はどのように捉えているか、今回の請願とは別に聞いたつもりなのですが、ちょっと返ってこないで、データベースでいきますと29年度のデータなのですが、年齢別のどのぐらい1人当たり医療費がかかっているかという数字があるのです。その一覧表があるので、お見せしても結構なのですが、これを見ますといわゆる年齢区分でいくと75歳以上の方が比較的窓口の負担額というのですか、1人当たりの医療費イコールになると思うのですけれども、かかっているのです。窓口で払っているのです。それは、遠い昔からではなく今よく言われる高齢化がやっぱり起因しているかなと私は思っているのですが、さらにあと2年後になりますか、西暦でいくと2022年には団塊、いわゆる団塊というと何か難しいのですけれども、一定の年齢層がそこに入っていきます、移動しますという団塊の世代、この皆さんがここの75歳以上のくくりの中に含まれてくるわけです。

当然それらを含めたときに若い頃は医者にかかる回数も少ない、医療費もそんなにかさまない、これはもう一般的な話。ある一定の年齢になると当然長く体使っていますから、医者にもかかる、薬も飲む。これももう当たり前の話。それを全世代型を年齢別にとったときに、今のお話のようにある一定の年齢になると医者代がかかりますと、余計かかってしまうのですというのがこれ現実なのです。

さっき伺った受益者負担というのは、いわゆる利益を受ける皆さんが応分の負担をするというのがその原則の基本だと思うのです。今申し上げたある一定年齢を超えた場合にそれでかかっているのであれば、全部とは言いません。75歳以上の方のごく一部の方の負担を今回は1割という

数字から2割に変えることについてはいかがなものかというのが今回のテーマだと私は思っているのです。今申し上げたたくさんかかるから、その部分を何とかしなくてはねというのが根本にある問題だとした場合に今幾つかお話ししましたが、今のを私の話というか、内容を聞いて、何か感じるころがあればお伺いをしたいのですが、いかがですか。

(菅野) 75を過ぎても丈夫な人はいいけれども、病気になれば多大な医療費がかかると。ならば受益者負担だから、払いなさいという、ただ払える人はいいのです。年金をいっぱいもらっていて。だけれども、自営業であったり、年金をかけていなかったという場合は収入がないのですから、生活できないわけですから、生存権を守るとするのは憲法の何にも増して第一の原則であると思うのです。—————というのもおかしいし、ですから2年後というのは戦争の影響ですよ。戦争が1945年に終わって、昭和20年に終わって、その後子供が生まれて一気に増えてくるわけですから。でも、国の予算をきっちり使って、誰もが安心して医療にかかれるようにするというのは本来の政治だと思いますので、日本の政治が、それで医療費で国が倒れてしまうということはないと思うのです。ですから、予算を組み替えてきっちりと治療ができるように、そういうふうに変えるべきであると思っています。社会保障制度に回すべきであると思っています。

(大塚) 今までの発言の中で菅野委員の中から年金が少ないとか、所得が低いという話が出ましたけれども、私も今回の会議の中身を見るとそういう方については今までどおり、収入が少ない人です、今までどおり1割負担を継続するというふうには方向としては出ているのではないかなと思うのですけれども、方向としてはです。ちょっと微妙なところ、ある一定の所得がある方については2割負担についてはいかがなものかというのが今回のテーマだと思っています。それはそれとして現行の1割負担については妥当かどうか、これについてはいかがでしょうか。

(菅野) 前は無料化だったときがあるのですから、最初。でも、1割負担になってしようがなく、払わざるを得ない状況になっているわけで、妥当だとは思いません、本来無料でできたわけで、無料が当然だと思

ますけれども、1割をさらに、どういう人に2割にしますというのもまだ言っていないわけですよ。こういう人が2割ですよと、幾ら以上と、そこまで言っていないわけですから、1割をゼロに本来するというのがあれですけれども、そこまで言うよりもまずは2割をしないでくださいという要望なので、これはこれで当然の要求だと思っております。全世代というのですから、どこまでやるのか分からない状態ですので、請願の趣旨だと思います、そういうことは。

（大塚） それでは、納得しているかどうかは別にして、現行の1割負担については妥当という理解でよろしいでしょうか。これ最後です。

（菅野） 妥当だとは思いませんけれども、元は無料だったのを有料にしたのですから。でも、この請願の場合はまずは1割でも大変な中払っているわけですから、2割にはしないでほしいという請願で、どこで所得を切るかってまだ分からないわけです、はっきり。ですから、1度入ってしまうと今回の1割のように、もうずっとそれが基盤になって今度は2割、2割が基盤になってもっと年寄りが増えたからって3割ってなりかねないです。1割を減らすというふうにならないじゃないですか。2割にするなというのでこんな1時間も時間かかっているのですから。ですから、これは切実な要求です。2割になったらその次は3割ってなりかねない。そうすると、お金なくてかかれないうことになりかねませんよね。

（大塚） 時間も時間なので最後に1点だけ。菅野議員は、紹介議員として受けているわけですから、この原則2割化にしないために具体的にはどんなことをどうすれば原則2割化にならないのか、改めてこれを最後に伺います。

（菅野） 国の国家予算をちゃんと福祉優先の政治にやるのです。5兆円を超えるあの軍事費（P.20「防衛費」に発言訂正）をなぜ日本が憲法9条あって、あの侵略戦争でドイツとイタリアと日本で310万も日本は死ぬという、そんな痛苦の反省でもう戦争しないって決めたのになぜ軍事費（P.20「防衛費」に発言訂正）に5兆円も出すの。せめて1兆円を福祉に回せばできることです。ですから、政治の力で国へこういう請願が行

くと、その力で国会で予算を組み替えるというふうにやっていただければ誰でも安心して住める福祉の国に一步でも近づくのではないかなと思っています。

(大塚) 今の答弁というか、お答えは菅野議員の持論でもあると思うのですがけれども、私たちはこの請願文しか見る機会がないので、私はこの請願の中に具体的にどういった費用、どういった面をこの2割化にさせないために充てるとか、具体的に書いていただいていると理解の仕方もちよっとさらに深まったかなとは感じます。それについては多分されてはいないと思いますけれども、請願人の方からその具体的な2割化にしないための具体策については伺っているかどうかだけ伺います。それ最後にします。

(菅野) 何回も言っていますけれども、いつもあらゆる……

(大塚) 伺っているかどうかだけ。

(菅野) 分野の中で相談していることですので、要するに福祉に重点を置いた国の制度になれば、日本の経済力をもって高齢者が安心して老後を暮らせる政治は実現できるということを話ししています。日本の経済力をもって貧困で食べれなくて餓死をするなんてことはない。でも、年金が生活を満たすほど、月3万円や国民年金では生活できない状況があるということも話ししているわけですので、安心して年を取れば病気になるわけですから、それをちゃんと政府が保障する政治をするというのは当然のことだと思いますので、何回言っても同じです。国の予算制度をちゃんと変えればすぐできることです。

(金子) 手短かに質問させていただきます。

まず最初に、現状の制度がどのようになっているかどうか、どの程度ご理解されているのか質問させていただきます。

(菅野) _____

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 6 分)

(開議 午前 9 時 5 7 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 今の金子さんに対する発言は取り消しさせていただきたいと思
います。

(委員長) ただいま菅野委員より申出がありました、許可すること
よろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。字句その他の整理については委員長
に一任願います。

(菅野) ちょっと私、今日文書を置いてきたのだ。ちょっと後期高齢者
医療の文書を置いてきているのです、今日。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 9 分)

(開議 午前 9 時 5 9 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 後期高齢者は、本人及び同じ世帯に後期高齢者制度の被保険者
がいる場合、住民税非課税所得がいずれも145万未満が1割負担というこ
となのです、後期高齢者は、145万円未満が1割負担であるという。でも、
同じ世帯に後期高齢者制度の被保険者、本人以外にもそうじゃない人が
いて、いいえという場合は3割負担になったりするのです。全体の収入
が幾らかというので、後期高齢者は負担額を決めているということです。

(金子) そうですね。今私の理解というか、調べたところだと、基本
的には1割で、年収が約370万円以上の方に関しては3割というところを
私は理解をしていたのですけれども、ちょっとほかの委員とかぶって繰
り返しになるかもしれないのですけれども、今回原則2割化に反対とい
うことですので、現状3割取られている方に対しても2割にするのは反
対ということでしょうか。

(菅野) いや、現状が今 3 割負担というふうになっているわけですね。本人及び同じ世帯にいる後期高齢者制度の被保険者の収入の合計が 520 万未満である場合は基準収入適用申請額の 1 割負担、申請してくださいというのです。なるので、520 万未満でない人は 3 割負担ではないということですが、分かりますか。520 万未満か……

(金子) すみません。ちょっと私の質問も今悪かったですけれども、現状でも、現状今 3 割になって、さっきからお話ししているとおりこの請願の文章を見ると、生活困窮者と呼ばれる方に対して 2 割になってしまふよと、だからそれをやめてほしいのだよというような文章になっているかと思うのですが、先ほどからお話があるとおり、令和元年 12 月 19 日に出された答申にはそこに関しては配慮をするというような文言もあったかと思うのですが、今回はあくまでというところを見ての請願ということなので、すみません、もう一回確認になりますが、困窮者以外の生活に余裕がある人も 2 割になることについても反対ということではよろしいですか。

(菅野) この請願から言って反対です。2 割になるということには反対で、今も収入が多い人は 3 割で、これはもうしようがないということになっているわけで、これは引き続き継続するのでしょうかけれども、520 万以内か以上かでノーかイエスになっているわけですが、ですから、これに関しては請願文のとおりです。

(金子) それでは、現状 3 割取られている方に関しては、3 割取られている現状についてどう思われますか。

(菅野) できればすぐなくせというのが無理なら、520 万の限度をもう少し金額を例えば 700 万とか上げれば 3 割じゃなくなる、いいえという人のところへ増えていきます、人数が。今 520 万以上か 520 万以下かで、家族も合わせてです。3 割負担にするか、しないかになっているわけですから、この 520 万という数値を例えば家族全部で 700 万円以上の数字なら 3 割で、それなら 1 割だよとかというのならいいですから、できることならもう少し金額を上げれば対象者が 3 割の人は減るのではないかなと思います。

(金子) 今の答弁ですと、割と生活に余裕がある方も割合を下げたほうがいいというふうにおっしゃっているように理解ができたのですが、すみません、もう一度確認です。そういう理解でいいですか。

(菅野) いや、余裕ある数字じゃないと思います、520万って。本人の収入だけではないです。同じ世帯にいる人全員の収入が520万というのですから、例えば何人いるかですけれども、息子さんとおじいちゃん、おばあちゃんがいるなんていえば、高齢者の年金が幾らかということもありますけれども、520万というのはそんなに多い額ではないですよ。3割に適合する人が。家族中でというのですから、ですからこの数値はもっと上げてくれれば無料になる人とか、1割負担になる人になるということです。

(金子) 分かりました。

ちょっと次の話題に行きたいのですが、先ほど答弁で高度な医療に関してこれが変わってしまうと負担料が増えるのではないかというお話があったのですが、それは事実なのかお伺いさせていただきます。

(菅野) 日本の医療制度って高度な医療というのは保険利かない部分というのかなりあると思うのです。保険外のそういうのも聞くものですから、お金がなければ助かる命も助からないということになりかねないことにならないかという心配があるのですけれども、こういう懸念というのは日本の医療制度の中でないということとは言えないと思うのです。

(金子) ちょっと多分保険が利かないやつに関しては、多分ちょっと話が違うかなと思うのですが、今保険適用の医療に関しては高度医療制度、高額療養費制度がありますので、ちょっと私が調べた中ですとこれが2割にもしある一定の層の方がなったとしても、その制度を利用すると負担量はあまり変わらないというようなものも見られたのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

(菅野) 今の制度のあるのがそのまま2割がこちらに来るといふのなら、それは金子氏の言うとおりでであると思います。今の2割が今回2割になっても変わらないでしょうというのは、それは医療によってそういうのならそれはそうであると思います。医療によって2割、3割がある。

(金子) もう一度ほかの委員とかぶるところでの確認なのですが、先ほどからの意見で現役世代と呼ばれる世代の負担が増えている中、さらにこれから高齢者の方も増えていくといった中で、もちろん生活困窮者に関しては配慮する必要があると私自身も思うのですけれども、ある程度生活に余裕がある方、高齢者の方でという方に負担をしていただくというのは、現役世代でも先ほどおっしゃっていた金額に世帯年収でいかない世代というのはたくさんある思っているのですけれども、その点に関していかがでしょうか。

(菅野) どちらにしろ医療の範囲で健康に暮らすためにこういう治療が必要だというのは、どういう所得の人でも憲法の基本的人権の精神に従ってやるべきであると思います。お金がある、ないで治療が違うというのは人間の尊厳という面から、—————というのをおかしいことで、ですからそこをきっちり押さえれば1割、2割じゃなくて病気が治るように治療をちゃんとやっていく、それは2割かもしれない、1割で済むかもしれない。そういうこともあるわけですので、憲法の全体の基本的人権を守る、人間が人間らしく人生を全うできると、本来のそういう社会保障制度をつくってほしいって、つくればこういう請願って出ないのではないかなと思うのです。ですから、そこを今の範囲では誰でも安心して病院にかかれる制度にしてほしいという、せめて最後の住民の願いを通してほしいという、そういう意味の請願でもあると思いますので、ぜひ採択をしていただけたらと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

菅野委員の復席を求めます。

(議長、ちょっと暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時11分)



(開議 午前10時12分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで菅野委員より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(菅野) 先ほどの発言の中で人命に関わる発言で不当発言がありましたので、取り消しさせていただきたいと思います。それから、軍事費と言ったのは軍事費ではなくて防衛費ということに替えていただきたいと思います。お願いします。

(委員長) ただいまの菅野委員の発言の取消し、訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって発言の取消し、訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(大塚) それでは、今回の請願について討論を行いますが、ベースになっているのは先ほどから出ております令和元年12月19日に出された中間報告に基づいて一部これを活用させていただきます。

今回の請願は、あくまでも原則2割化ということでありますので、先ほどのやりとりの中で分かったように全員が2割ではない、一定の所得、一定の人たちを指して2割にすることについてはいかなものかというのがテーマであります。この中間報告の中で触れられているところをちょっと読み上げますと、まず負担能力についてはそれぞれ応分に応じて負担をしていくという原則の話。それから、先ほどもちょっと触れたのですが、2022年にかけて団塊の世代の皆さんが後期高齢者の対象となる75歳以上になっていくという現実、そして多くの委員が指摘しておりました現役世代への負担が大きく上昇することについてはいかなものかということで、これについては現役世代の負担上昇を抑えるということも、当然保険制度を今後も継続するためには必要だというふうに書かれております。

そういったことを含め、今回の請願で言う原則2割、細かいところは出

ていないと言いながらも、おおむね金額とかその他についても徐々に示されるものと思われませんが、この原則2割、その原則の部分について慎重にこれからされるのだろうなど、取扱いをされるということを私は期待をしている一人であります。そういった意味を含めて今回の請願には反対をいたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(菅野) _____

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)



(開議 午前10時23分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

菅野委員から発言を求められておりますので、発言を許します。

(菅野) 先ほどの賛成討論は取消しをさせていただきます。

(委員長) ただいまの菅野委員の申出について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって申出は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

引き続き、賛成、または反対の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第1号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対に関する請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第1号は不採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)



(開議 午前10時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部参事兼市民課長) 議案第16号 鴻巣市印鑑条例の一部改正案についてご説明させていただきます。

今回の改正は、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、令和元年11月19日付総務省通知による印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。これを受け、本市では印鑑条例の一部を改正し、成年被後見人であることを理由とする欠格条項を削除し、新たに意思能力を有しない者とするものです。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) まず、成年被後見人と意思能力を有しない者、この違いを教えてください。

(市民生活部参事兼市民課長) 成年被後見人については、判断能力が欠けているのが通常の状態の方が対象となっており、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者となっております。また、意思能力を有しない者とは、まず意思能力について申し上げますと、自分の行為の意味や結果を判断することのできる精神的能力とあり、意思能力を有する有しない

は問題となる意思表示や法律行為ごとに個別に判断されるとあります。
以上です。

（永沼）意思能力のない者は法律行為は無効となるという法律と、成年被後見人のように行為能力の制限された者の法律行為は取り消し得るとい法律行為があるのですけれども、その法律そのものの行為は違うと考えますが、したがって成年被後見人を削除するのではなくて意思能力を有する有しない者を追加するというような条例の検討をされたのかどうか。

（市民生活部参事兼市民課長）こちらの条例については、先ほどの説明のとおり国の通知を受け、印鑑事務処理要領に沿って条例の改正をするものでありまして、印鑑登録証明事務処理要領においては市町村では印鑑登録及び証明に関する事務は固有事務となっておりまして、その重要性から印鑑登録証明に関する制度の改定はこの要領に準拠するということが求められておりますので、これは各市町村で事務の統一がなされてきました。このことにのっとり条例の改正をするものです。
以上です。

（永沼）以前に被後見人の方が代理人なしで印鑑登録の手續に来られたということがあるのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）成年被後見人については、現行では印鑑登録をすることができないことから、過去において手續に来られたかどうかについては、記録等は取ってありませんので、分かりません。
以上です。

（永沼）最後ですけれども、改正後、成年被後見人が例えば代理人なしで印鑑登録に来て、意思能力ありと判断されてしまって手續ができてしまったら、そういうおそれはないのかということをお聞きしたいのですが。

（市民生活部参事兼市民課長）成年被後見人の方が代理人なしで来られたというところでは、うちのほうのシステムでも確認はできます。ただし、本人が、もうこれは要件としてなっておりますので、法定代理人が同行していなければ印鑑登録はできないということで、もう通達が出て

おりますので、そういうおそれはないと考えております。

以上です。

（野本）（第8条）のところ、意思能力を有しない者となったとき、それから第11条も意思能力を有しない者となったときというふうにあるわけですけれども、この有しない者になったときの流れといたしますか、事務手続の流れはどのようなものになっているのかを伺います。

（市民生活部参事兼市民課長）意思能力を有しない者となったときの流れについては、印鑑登録申請、廃止については、やはり法定代理人が同行して、かつ成年被後見人本人による申請または届出があるときに意思能力を有するというので、その流れに沿って手続は進めていきます。以上です。

（野本）手続のやり方はしっかりとあるということですが、そうするとその前の段階で印鑑登録がもともとあった者が、意思能力を有しなくなってしまったという場合については登録が抹消されるという理解でよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長）その場合には、国のほうから通知も来ておりまして、職権で抹消をするということになっておりますので、その整備は済んでおります。

以上です。

（大塚）それでは、1つだけです。

意思能力を有しない者というふうになっておりますが、時間の経過により意思能力が戻った場合という場合はどのような対応になるのか。また、戻るといえることは何かの形で判断、判定をするわけですけれども、それも含めて戻ることがないというわけではないので、そういった場合の対応についてはどうなっているかを伺います。

（市民生活部参事兼市民課長）その場合にもやはり意思能力が戻ったときに、この印鑑登録においては後見人が同行して、本人も来庁して申請ができるということになっておりますので、そこは後見人の判断で来るかとは思いますが、戻ったとき、一時的に戻るといえるということなので、そのための救済であると考えております。

以上です。

(大塚) 戻った場合というのは可能性としては非常に低いのではないかなとは思いますが、その場合、先ほどから出ている国の指針ですとか、マニュアルというのですか、それらについては同じように出されているのでしょうか。

(市民生活部参事兼市民課長) マニュアルという、戻ったときはどうするという指針ではなくて、もう一律意思を有しない者というところでは、本人が来庁し、後見人が同行しというところで、一律その通達になっておりますので、それに沿って進めていきたいと思っております。

以上です。

(大塚) 最後です。

後見人は、今の戻った場合について、そういった場合についてはこういった対応してください、するのですよというのは理解をされているということによろしいでしょうか。

(市民生活部参事兼市民課長) 成年被後見人については、家庭裁判所のほうの許可で受けた者となっておりますので、あくまでも行政としてはそれに沿って進めていくということで考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 鴻巣市印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のと

おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 議案第17号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税や保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益と負担の関係において被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の上限を設けています。今後高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中で、保険料負担の公平を図る観点から、令和2年度から本市国民健康保険税の賦課限度額について、令和元年度地方税法の改正時点に合わせた水準まで引上げを行うものです。具体的には、基礎課税分、一般的には医療分というふうな形で申し上げますが、これを58万円から61万円に引き上げ、後期高齢者支援金課税額、こちらにつきまして19万円、介護納付金賦課限度額として16万円を合わせた合計賦課限度額を93万円から96万円とするものです。

以上が鴻巣市国民健康保険税の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) まず、国民健康保険税課税限度額61万円にするその算出根拠というものはあるのでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 国保税の賦課限度額につきましては、受益と負担の関係で納付意欲に与える影響を考えまして、実は上限を設定するに当たりましては国のほうで政令というものを決めております。現在、令和元年度の基準については61万円ということになっており

ますので、それを採用するという改正を今回上程させていただいたところ
です。

以上です。

（永沼） 限度額61万円になる対象者の人数、所帯数というのですか、また58万円の対象数も本会議においても質問されて人数が出ておりましたが、58万については177所帯、61万円については165所帯というお話だったと思いますが、この差12所帯なのですが、この12所帯がこれから課税が多くなるということなのか、またその課税額およそ幾らぐらい1所帯当たり増となるのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 今回医療分の賦課限度額を58万円から61万円にするに当たってこちらの世帯、委員おっしゃるとおり177世帯から165世帯になります。内訳は、165世帯につきましては3万円の上昇という形になります。残りの12世帯につきましては、3万円未満の上昇という形になります。調定金額で申し上げますと、165世帯に3万円なので495万円、12世帯につきましては平均、これあくまでも平均になりますので、1万5,408円、調定金額としては18万4,900円ということになりますので、試算上、あくまでも1月末での試算にはなりますが、513万4,900円の調定の増という形で算定をさせていただいているところです。
以上です。

（永沼） 他市町村も同様の61万円の改正をこれから行っていくと思われるのですが、その予定であるのかどうか、それをちょっとお聞きしたい
と思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 令和元年度に地方税法の定める法定限度額を採用している市町村は19市町村ございます。このほかに2月の県の調査では、賦課限度額の改正をするという市町村は42市町村ございます。うち38市町村がこの令和元年度の法定賦課限度額への改正をするという情報があります。

以上です。

（野本） 法定賦課限度額について、鴻巣市の場合は国の示すものよりも1段階今までは下がっていたというふうに認識しておりますけれども、

これまでの状況はずっとそんな流れだったのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）地方税改正の趣旨は、賦課限度額の改正というのと、軽減世帯、軽減所得の判定という2つが通常はございます。鴻巣市の場合につきましては、賦課限度額については議会の議決を経てという形でどうしても1期遅れというふうな状況です。一方、軽減負担の部分については、政令公布後、専決という形で処分をさせていただいて、軽減をしたもので賦課をしているという状況があります。どうしてもこういう状況が続けていますと、必ず1期遅れという形で鴻巣の場合はなっていくしますので、今回上程で令和元年度の法定賦課限度額には近づけるのですが、令和2年度に向けて地方税法のほうで改正という大綱のほうで既に出ていますので、その趣旨に沿った形で今後進めていくというような方針は現在のところ取る予定です。

以上です。

（野本）そうしますと、今の今後の方針という部分は、具体的に言いますとどんなスケジュールになっていくというふうに想定されるのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）今回、賦課限度額を61万円に改正ということなのですが、令和2年度の地方税改正では賦課限度額、こちらにつきまして、全体のですけれども、96万円を99万円にするという形で税制改正大綱は出ております。具体的には、医療分を2万円、今回58万円から61万円という形で議会のほうに上程をさせていただいているところですが、こちらが63万円、介護分、こちらが16万円から17万円、1万円の上昇という形で99万円になるというような賦課限度額の改正が見込まれております。

また、あわせて軽減判定所得、こちらにつきましても7割軽減につきましては変更はございませんが、5割軽減につきまして、従前お一人当たりには掛ける計数というか、金額なのですが、5割負担の方が28万円から28万5,000円に5,000円の引上げ、2割負担の方については51万円から52万円という形になります。この2つをもって税制大綱は示されておりますので、これに合わせたスケジュール、恐らく3月の末に政令が発す

るという形になりますので、それを待って市長の専決処分を基に令和2年度については課税をさせていただくという方針を現在とっております。

以上です。

（菅野）これは要するに払う額が増えるということですよね。賦課限度額というのは。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）ある一定の所得の方は限度額が上がりますので、必然的に納付する金額が上がるという形になります。ご負担をいただくことになります。

以上です。

（菅野）ある一定に適用する人数が何人ぐらいいて、そうすると金額も必然的に出るのでしょうかけれども、介護分とか後期高齢者分とかも合わせると、この制度が導入されて、数値はどうなるのでしょうかね。保険者の方の。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）先ほど申し上げました93万円から96万円になる場合というのがあります。それぞれ医療区分ごとに限度額が変わりますので、対象となる超過世帯というのは区分ごとに変わります。医療分でいいますと、先ほど申し上げましたが、177世帯から165世帯になります。一方、93万円という介護分を含んだ賦課限度額に達しているのが、これはあくまでもシミュレーション上の話なのですけれども、現在77世帯です。これが96万円にすることによると該当されるのが75世帯、いわゆる96万円を払うのが75世帯という形になります。

以上です。

（菅野）結局は安くなるのではなくて払う額が増えるわけですよ、この制度で。払う額が賦課限度額やると増えると。93万が96万になるということは、3万払う額が増えるということですよね。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）3万円のご負担をいただくのが医療分の今回改正をさせていただきますので……

（12世帯の声あり）

（市民生活部副部長兼国保年金課長）いや、177世帯が医療分の該当にな

りますので……

(165になるから、減るんだ、12が。12世帯。

177が165になるからの声あり)

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 58万円から61万円にすることによって、その61万円に達する世帯が減ることになります。この所得者層につきましては、医療分が給与収入1,058万七千何がしから1,101万5,000円とか、比較的高所得者層に該当される世帯となりますので、そういった方にご負担をいただくということになります。

以上です。

(菅野) その負担によって増える額というのは大体分かるのですか。大体計算できるのでしょうか。負担増によって増える額というのを計算できるのでしょうか。どうなのでしょう。できない。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) ご負担していただくのは、現在の58万円を超える177世帯にご負担をいただくことになりまして、具体的には165世帯が3万円のご負担をしていただくと。12世帯については、平均1万5,408円のご負担をいただくということになります。

以上です。

(菅野) 結局減るのではなくて負担は増えるわけですね。幾ら高額の所得の方でも。減るのならいいのですけれども、減るのではなくて負担額が増えるわけですね、これによって。収入によっては減るのですか。どう考えたらいい。177が165になるから、これは減る。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 基本的には、ある一定の所得のある方、いわゆる高額所得のある方、この方についてご負担を求めるものです。地方税改正は毎年軽減と、いわゆる低所得者の方の軽減拡大と一定のご負担をいただくという形で、抱き合わせで実施しておりますので、この部分について限度額だけは鴻巣の場合1期遅れという形になっていますので、この遅れた分を地方税改正なければそのまま元年度のレベルで2年も移行できるのですが、取りあえず元年度の法定賦課限度額に改正をするという上程をさせていただいているところです。

以上です。

(菅野) いっぱいもらっている人は増える、それは収入に応じて払うのだからと言えるかもしれませんが、では低所得者に関しては減るというふうにはなっていませんよね。ここに書いていないのだから。同じですよ。

(市民生活部副部長兼国保年金課長)先ほどちょっと申し上げましたが、通常の税制改正では軽減判定の拡大というのと賦課限度額の改正という抱き合わせで大体やっています。鴻巣市の場合は、軽減判定の所得につきましては、政令公布後に市長の専決という形で対応させていただいていると。この部分については、低所得者の方の対象者が増えるという形になります。一方で、賦課限度額については議論いただいてというスタンスを通常取っておりますので、この部分での上程をさせていただいています。いわゆるもう既に軽減判定所得の拡大はして令和元年度課税をさせていただいているというところがございます。

以上です。

(菅野) 賛成するか反対するか、どちらにしる高額所得者の方は増えるわけですよ。93万が96万になるわけですから。低額の方は市長が専決でやるということですから、増やさないのかもしれないのですけれども、ここに載っていないから、ただ93万が96万だとこれまた大変ですよ。幾ら高額所得者だって。税はほかにも払っているわけですから、増税になるのは同じですよ、高額所得者でも。なぜ考えるかといったら、では低額の人にその分が行っていて、全体で上がらないようになっているからという制度ではないですよ、国保制度というのは。高額の方は高額なりに課税するという制度ですよ。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 国保税につきましては、受益と負担の公平という部分、それと納付にかけるそういった意欲というか、それを基に上限というものを設けています。社会保険でもいわゆる上限というのがあります。そういった中で、ある一定の高額層と言われる方に負担をいただくことによって、いわゆる中間所得層の税を考えることができる。もし仮にこれを上限をしなかった場合、先ほど申し上げました試算では500万程度の増収が見込めるものを、誰かが負担しなくてははい

けないと。これを中間所得層に負担をしていただくというような税制改正を当然しなくてはいけないということになってきますので、基本的には受益と負担の公平という観点の下にこの上限の分を採用させていただくということで上程をさせていただいているところです。

以上です。

（大塚） 1点だけ。

先ほど出てきました税制大綱なのですが、これはいわゆる鴻巣市も含めて地方自治体がそれに準じて、応じて税制改正をするわけですけれども、過去においては鴻巣はいわゆる軽減については速やかに対応してきた。ところが、今回のようにある一定額の上げる、いわゆる金額が変更になって上がる分については、ややもすると遅れぎみで今まで対応してきたというふうに理解をしました。1点伺いたいのは、税制大綱で示されたものについて、準じて、あるいは応じてやることによってきたところと、それからやらなかった、できなかったこともあったわけですけれども、例えばできなかった場合に罰則というのは、これあるのでしょうか。過去においてはどうでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長） 基本的に国保税というのは市町村条例で設定をさせていただくので、税率、賦課限度額、軽減判定についても自由裁量というか、そこの市町村の判定にはなります。ただ、平成30年度に国保広域化という中では、将来的には税率を統一するという最終的な目標がございます。現在のところ、軽減判定については全市町村が専決という形で実施していると。一方、賦課のほうについては、2方式、4方式それぞれを取っているというところがあります。この部分、まず2方式に変換をして広域化に合わせて、最終的にはというあたりがあります。これについて、例えば賦課限度額のペナルティーというような捉え方だと思うのですが、基本的には現在のところ市町村の条例になりますので、これについてペナルティーというのはありません。

ただし、保険者努力支援において評価のほうがあります。法定賦課限度額の場合については20点の点数がもらえると。一方、1ランク下だと5点ということになります。現在こちらの61万円にすることによって取り

あえずは令和元年度の法定には近づくのですが、来年度改正があるということになると1ランク下になりますので、ここで61万円にしても5点、専決をして法定にして20点という形になりますので、我々は限られた保険財政の中でいかに補助金を獲得していくかというのも保険者としての使命だと思っていますので、それに準じた取組を今後させていただければと思っています。

以上です。

(大塚) あわせて、今回は他の市町村も含め改正に踏み切っているわけですがけれども、今回この行為、議案第17号に関して、この対応することによって一応他市も含めた足並みが鴻巣もそろったというか、そこまでたどり着いた、今後については順次その都度また遅れを生じないような形で進めていく、そんな理解でよろしいでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 今回、令和元年度という形で法定のほうを設定させていただきます。ほかの市町村がどういうふうに取り組むかというのはまたちょっと微妙なところがあります。それぞれの市町村の考え方等あるかと思えます。ただ、将来的には全市町村、法定賦課限度額を目指すという形になりますので、近い将来になると思うのですが、全市町村が同じような取組になるというようなことになるかと思えます。

以上です。

(金子) 1点だけお伺いします。

先ほどの保険者努力支援のポイントに関してなのですが、いつも1期遅れてやると。今回もそうだよということで、今回改正しても次回の判定のときは5ポイントになってしまうという認識を今したのですが、それで合っていますでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) そのとおりになります。そうです。5点の評価になってしまいます。

(金子) ちょっと今までの経緯もあって、なかなか毎回20点をもらうような前倒しの改正というところがなかなか難しいのだとは思いますが、そういったようなことをやって保険者努力支援のポイ

ントを上げていくような検討というか、取組、時間的に無理なのかどうかも含めて、期間的に無理なのかも含めてちょっとお伺いをいたします。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）保険者努力支援制度は、その年の評価ということではなく、前年の評価になります。現在頂いているのがもう令和2年度の評価を実は頂いておりまして、現状でも1期、いわゆる賦課限度額については1期遅れているという状況になります。今回上程をさせていただいて、仮に96万円にしても、令和3年度の評価はあくまでも5点になります。これを20点にするには、3月の政令改正を待って専決処分をさせていただいて、99万円にして令和2年度という形ですると法定になるので、令和3年度の評価は20点が頂けるという形になりますので、一応そういうスケジュールというか、方針でいます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）国の制度がどうなっているかという報告書がありまして、高過ぎる国保税が何とか低くしてほしいということで、前年同様に法定減額、2割減額と5割減額の対象世帯範囲の若干の拡大、低所得者対策に1,700億円と国が財政措置されているというのです。それで、財政調整機能の強化に800億円、それで保険者努力支援制度に910億円などの財政支援の拡充が国の段階で計上されているということなのですけれども、しかし今言った保険者努力制度は、政府の方針どおりに今言ったように国保税引上げを進める市町村を優遇して、従わない市町村にはペナルティとなるような仕組みと一体になっているということなのです。全国知事会が要求している1兆円規模の国費増額しなさいということ繰り返しているわけですけれども、これがされれば国保制度はもっと下げることが可能なのです。都道府県化が実施されて、いわゆる県が示す標準保険料率によって誘導されるという状況で、引き上げる状況になってい

るということで、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第17号 鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 議案第18号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

国民皆保険制度の下、国民健康保険法第5条において「都道府県内の区域に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されており、適用除外として同法第6条に健康保険法等の規定による社会保険の被保険者や後期高齢者被保険者等を規定しているとともに、同条第11号において、その他特別の事情がある者で、厚生労働省令で定める者として、国民健康保険法施行規則第1条第5号において「その他特別の事情がある者で、条例で定める」と規定がございます。令和元年8月28日に埼玉県保健医療部国保医療課により実施された令和元年度国民健康保険指導助言において、この条例で定める適用除外者について制定を検討するよう要望があったことから、児童福祉法の規定により施設入所等をしている児童のうち扶養義務者のいない者を被保険者としらないとする規定を追加するものです。

以上が鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明でございます。

す。よろしく願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）議案第18号ですけれども、今回削除であった部分が、被保険者という項目を設けて、その第4条の中で被保険者としなない者、児童福祉法の規定に基づきという、そういった条文を設けておりますけれども、最初に第3章、被保険者とするならば被保険者としなない者があるのだったら、被保険者とする者、被保険者という、そういったものを先に入れて、それを項目出しするという条文であつてもいいのかなとちょっと思ったのですが、その辺はいかがなのでしょう。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）もともと国民皆保険、皆さんが入る制度ということで、国保法で都道府県の区域内に住所を有する者は、いわゆる市町村、県と共同で運営する国民健康保険の被保険者とするのが大前提にあります。その中で適用除外としていわゆる社会保険の方、後期高齢者の方、こういった方を除外するというのが上位法で決まっております。ですから、もともと国民健康保険は市内の皆さんが入るのが大前提というところで、被保険者とするという規定ができないことになります。

以上です。

（大塚）議案第18号の中で今回の一部改正をすることによって具体的に影響を受ける人数、対象者というのは今の段階で把握をされているでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）今回改正させていただくのは児童福祉法というような、いわゆる施設入所になります。現在扶養義務のいない方というのはいらっしゃると思いますので、この改正をすることによって影響があるという方は市内には、いわゆる被保険者の中にはございません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時23分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) まず、6ページ、乗合型デマンド交通運営事業業務委託でございますが、この運営管理業務委託については予約センターでの利用登録とか受付、あと予約受付、バス送迎運行業務等が考えられますが、そのほかに何か委託業務としてあるものを教えていただけますか。

(自治振興課長) 先ほど永沼委員さんがおっしゃられたとおり、予約や登録作業を行う予約センターの運営を行っていただく事業者は、ほかに

ワゴン車両2台運行することになっておりまして、タクシー会社、東洋タクシーになります。こちらの委託契約額が2,513万5,000円となっております。また、先ほど4社ありますということでお話しさせていただいたのですけれども、セダン車両1台を運行するタクシー会社3社につきましては、それぞれ1,045万円の委託料となっております。4社の合計額が5,648万5,000円となっております。これはあくまで債務負担行為の上限額でありまして、ここから運賃収入を差し引いた金額、それぞれ委託契約の中から差し引いた金額が委託額となります。

以上です。

(永沼) これは債務負担行為ということなのですからけれども、これの本年度の執行とか契約とか、何かあったのでしょうか。

(自治振興課長) 債務負担行為につきましては、あくまで契約行為のみがありまして、その契約内容を詰めたということになりますので、実際は4月1日以降の委託料が発生するということになります。

(永沼) 契約は終わったということによろしいのですか。契約の締結されたかって。

(自治振興課長) 契約のほうは12月18日に締結しております。

(永沼) 25ページでございますが、後期高齢者医療健康診査事業でございますが、100万円増の理由と、受診者数増加に伴うものということの説明があったかと思うのですけれども、本年度の受診者数と、昨年度受診者はどのくらいの受診者だったかというのをお聞きしたいのですが。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 今回、後期高齢者の健康診査100万円を増額させていただきますけれども、健診につきまして50件ほどの増加という形で補正のほうを取らせていただいております。基本的に昨年の実績で申し上げますと、対象者、あくまでも受診券を送付した人数が1万4,807人、受診者数については6,201人、受診率41.9%ということになっております。

以上です。

(永沼) 29ページでございます。29ページについては、鴻巣行田北本環境資源組合負担金ということで、新ごみ処理施設整備において組合に交

付された国庫補助金について返還が生じたためというふうにご説明あったのですが、構成市負担に関わる行田市とか北本市の負担は、金額は幾らだったのかなというのをお聞きしたいのですが。

（環境課副参事）永沼委員の質問にお答えします。

行田市、北本市の負担金額につきましては、行田市が1,017万8,206円、北本市が833万4,999円になっております。

以上です。

（永沼）同じく29ページの新ごみ処理施設周辺整備事業になりますが、先ほどのご説明の中に組合から業務中止依頼を受けたというふうに言われているのですが、それは何年何月何日に受けたのかお聞きします。

（環境課副参事）こちら、組合から受けた日付は令和元年12月26日になっております。

以上です。

（永沼）令和元年の当初から見ると、測量委託料と設計委託料が合わせて約660万使われているのですけれども、何にお使いになっているのかお聞きしたいのですが。

（環境課副参事）この契約は、先ほど説明の中で市道H-14号線ほか測量と設計の業務委託であり、組合から業務中止を受けるまでの実施された分になっております。

以上です。

（永沼）そうしますと、これ途中で終わっているという考え方でよろしいですね。

（環境課副参事）先ほど12月26日で依頼を受けた分までの途中までの実績額を精算した額になります。

以上です。

（野本）後からまた出てくるので、先に今永沼さんの質問のところでも聞きたかった部分があるので、そこから入らせていただきたいと思いますのですが、今の29ページの部分、途中で終わっていて、できたところまでというのは、大体その進捗率といったらいいのか、どのくらいの部分、何割ぐらいまでいっていたのかというところをお聞きしたいと思いま

す。

（環境課副参事）先ほど測量設計という形で、主に測量につきましてはほとんど終わって、設計についてはまだ終わっていないということで、パーセンテージにしますと、先ほど設計額が2,200万（P.43「請負額が約2,100万円」に発言訂正）のうち請負額が660万ということなので、約4割ぐらいの割合で竣工された（P.43「進捗率が約30%」に発言訂正）と聞いております。

以上です。

（野本）分かりました。

では、ちょっと前のところから入っていきたいと思うのですが、まず最初のほうで6ページの農林水産費の道の駅整備事業で説明がありましたが、関係機関との調整に時間を費やしているという部分で、具体的に何に時間がかかっているということになっているのか、その中身を伺いたいと思います。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）まず、関係機関をまず最初にお話しさせていただきますと、大宮国道事務所、県の河川砂防課、県みどり自然課、あとは県警、警察本部と。あと、箕田の土地改良、県央広域消防本部というのが主なこの道の駅事業で関わる関係機関となります。

時間を要した部分につきましては、まず最初に大宮国道事務所、こちらとの調整の中で道の駅の敷地の中に調整池、雨水をためるための調整池があるのですが、その池の造り方といいますか、工法等の協議がなかなか進まないという言い方は変なのですが、比較検討をかなりしないと、国と一体型になりますので、調整池そのものはそれぞれの持ち分で造るのですが、市がこうしたいと言ってもなかなか国の理屈でこうしたいというところのその調整の部分、そちらで時間を要しました。それと、その調整池からの放流方式、要はたまった雨水を、大幹線排水路になるかと思っておりますけれども、そちらに放流する仕方、こちらのほうも国の考え方と市の考え方が相違しておりましたので、そのところをいまだ調整しているというところになります。

続きまして、県の河川砂防課、こちらとの調整なのですけれども、こちらは先ほど国道事務所と調整しておりました調整池からの放流方式、この放流方式の中で大幹線に放流管が出ます、調整池につながっている。その管の高さをどこに設定するかといったところが、水位をどこで見るとかというところが、あそこの場所ですと明確な基準がないものですから、そこをどこに設定するかで管の高さは変わってきますので、そういったところで時間を要しているというところになります。

続きまして、県のみどり自然課、こちらなのですけれども、これは開発で義務づけております。県のほうで緑地、緑の部分を造りなさいよというところになりますが、こちらの緑地面積の算定の仕方という部分で、あと国道部分の考え方、そういったところを調整しておりますので、若干時間をやはり要したというところになります。

県警本部につきましては、道の駅の出入口、バイパスの出入口、市道の出入口の部分で協議しておりますので、なかなかその交通協議という部分は時間が、協議と協議の間がどうしても待ち時間が長いといえますか、なかなか予約が取れないというところもございまして、そういった面でも交通協議でもちょっと時間を要しているというところになります。主なものとしてはその4機関がかなり設計に影響しますので、時間を要したということになります。

以上です。

（野本）そうすると、これらの時間を要している部分で大体どのくらいの期間余計にかかることになると思われるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）来年度繰り越していく部分としてみると、我々といましては半年、9月までには何とか工期を設定して、それまでの間に解決したいなというふうには思っております。ただ、特に警察なのですけれども、オリンピックがちょっと今どうなるか分かりませんが、オリンピックが始まると警察協議もそんなにまめにやれないよという形も言われていますので、どうしてもそういった部分でこちらとして調整したくても相手がある場合を設けてくれないケースもあり得ますので、ちょっとそここのところは一番読めな

いところではありますけれども、おおむね我々とするとは何とか9月、半年工期で収めたいというふうに考えております。

以上です。

(野本) そうすると、全体のスケジュールに影響してくるということになるのでしょうか。その辺のスケジュール、おおむねいつ完成のものがいつ頃になるというふうに考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

(環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長) 全体のスケジュールとしては影響がないと考えております。それはなぜかと申しますと、令和2年度、新年度に関しては農振除外の手続を取りたいと考えておりました、それに影響するのが国道事務所との協議、ここだけになります。国道事務所との協議は何が問題かといいますと、要は国道の敷地と市の敷地、こちらの区分け、そこさえ確定してしまえば市の敷地に関して我々は農振除外の手続を取れますので、要は平面の設計図というものを国道が了承して我々と協議が調えば、ほぼほぼ敷地境界が見えてまいりますので、国が何ヘク、市が何ヘクという形が見えますので、そのところは夏とかまでに完成すれば除外の手続的には間に合いますので、そこには影響しないので、全体スケジュールに影響して完成時期が遅れるとかということはないと想定しております。

(野本) 6ページのもう一つ下のほうにあります乗合型デマンド交通運営管理委託事業の債務負担行為補正のものでありますけれども、今度乗合型が始まっていくということで、そのデマンド交通、今までのデマンド交通は大分試行期間があったので、利用度も上がってきたと。これから始まる乗合型についてはどの程度浸透するのに時間がかかるか、あるいはどう告知して、どう利用していただくというその計画はいかがでしょうか。

(自治振興課長) 今、新型コロナ対策ということで公共交通機関、大分昨日の新聞でも3割減とか、タクシー事業者ですね、そういった状況なっていますので、どういったスタートが切れるかというのはなかなか難しいところあるのですけれども、目標としましては2万5,000件。これにつきましては、恐らく2年から3年ぐらいかかってくるのではないかと

いうふうな見込みを立てておりました、実施計画でも載せていくというふうになら調整しているところでございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 59 分)



(開議 午後 零時 57 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、環境課副参事より訂正の申出がありましたので、許可をいたします。

(環境課副参事) 午前中、野本委員からの質問の中で、進捗率は何%かという質問について、設計額を約2,200万円、進捗率を約40%と発言しましたが、請負額が約2,100万円の誤りでありまして、進捗率は約30%に修正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

(菅野) 19号ですよ。25ページですけども、個人番号住基ネットワーク事業に1,655万5,000円が計上されています。パスワードも入っていますけれども、このマイナンバー制度が所得や税や社会保障を政府が一括して把握するわけですけども、普及率が国が15%と言っていますよね。鴻巣はまだ16%でしかないわけで、マイナンバーの普及率が進まないのはどういう状況で、どうなったら普及するというふうに認識しているのかお聞きしたいと思います。

それから、マイナポイント事業もこれには入りますか。ここには入りませんか。パスワードと書いてあるけれども。

(どこに書いてあるんだろう、パスワード

の声あり)

(菅野) 政策総務、これ。マイナポイント。

(何事か声あり)

(菅野) 予算内か。では、マイナンバーだけ、これだけですね。結局なぜ16%、15%かというのは、結局国民がもう必要としていないことです。幾ら旗振れども、国は15%で鴻巣は16%ということですから。そこを必要だということも多くのお金を使ってやるのか、そこら辺をお聞きします。それから、29ページに……

(委員長) 一問一答で。

(市民生活部参事兼市民課長) 委員おっしゃるように、普及率が思ったより進んでいないというご意見、十分承知しておりますけれども、実は令和元年6月に、国のほうの方針によってマイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針が出されまして、それによって国のほうでマイナンバーカードを活用した消費活性化策や、またマイナンバーカードの健康保険被保険者証の取組方針が示されまして、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定しております。そういう意味では、国のほうでマイナンバーカードの交付の目標値ということではないですけれども、想定ということで数字を出しております、そのような中で令和元年度中に国家公務員等へのマイナンバーカードの取得を促進策等を出されたことにより、当初31年度に国の交付カードの想定枚数は500万枚を想定しておったのですけれども、令和2年1月20日の交付枚数の状況を見ますと、1,900万枚の交付がされているということで、伸び率が非常に高い。また、本市においても16.2%ということで、県内で13番目という推移を示しております。今後、今非常に伸びがよくて、平成29年3月末で年間の交付件数が2,584で多かったのですけれども、30年度3月末では1,994件、令和元年度のことし、1月末にもう2,785枚の交付があります。今非常にいろいろな普及策をやっておりまして、今後は急速な伸びが期待できると考えております。

以上です。

(菅野) 国は、20年末までに6,000から7,000万枚にすると、そういう目標をしているわけですがけれども、そうすると交付のテンポを今の6倍から10倍にしなければいけない。それと、鴻巣で増えたというのは、公務員の方は本人も含めて家族も取りなさいという、そうしないと枚数がいけないから、一般の市民ではなかなか取らないから、そういうことを国が言っているので、鴻巣の場合市役所が、例えば市役所の職員や家族でそれに応じて取るようにして枚数が増えたのか、それをお聞きしたいわけですね。

とにかくマイナンバーカードばかりでみんなが取るわけではないですよ。そういうことのできない人っているわけですから、そういうITができない、それからスマホも持っていないと、そういう人へはどのようにして対応していくのか。市役所の職員がもつとも最初に取りなさいとって言われて、鴻巣の場合はそれに協力して取っているのか、それと取れない人、そういう人に対してはどのように処置していくのかというのをお聞きします。

(市民生活部参事兼市民課長) 公務員の取得策ということも一つの方策でございますけれども、本市においては行政報告等で報告しておりますけれども、マイナンバーカードの普及を促進させるために、元年11月から市役所、支所、公民館等、また確定申告会場でマイナンバーカードの申請補助を行っております。その申請補助については、やはり今委員がおっしゃるように、スマホがない人だとか、そういう方が多くいらっしゃいまして、市のほうのパソコンを活用しまして、それで申請の補助をしているということで、そこで写真を撮って、市のほうのパソコンの中で送信をしているという、そういう流れをつくっておりますので、そういう意味では公民館、申告会場、かなり高齢の方も随分いらしてございまして、こういうふうにやってくれるのだったら早く取りたかったという声も聞いておりますので、非常に有効であると感じております。

また、これの普及においては、申請補助、11月から市のほうで出向いてやっておりますけれども、2月末までの件数は今1,401件の方が申請をしております。この後交付が二、三か月遅れて来ますけれども、かなりい

い状況になっていると思っております。

以上です。

（菅野） 何でマイナンバーをつくるか、やるかというのは、要するに政府が所得や資産や税や社会保障など個人データを一括して把握することにあるわけですね。社会保障給付の削減ということに政府の狙いがあるということで、これがなかなか進まないということにつながっているわけです。さらに、マイナポイントでは1人5,000円のプレミアム商品券、こういうのまでつけるという、こういうことにまでつながっている自体、行政が本当に多大な血税を使ってやらなければいけないことなのかという、こういう声が市民の中からも出ますよね。十五、六%ではそれほど作っていないわけですから。そういう市民の懸念に対してはどのようなふうに広報などで応えていくのでしょうか。

（市民生活部参事兼市民課長） やはり安全性というところで不安感があるかとは思いますが、現在マイナンバーカードに関して本市においても事故というものはございません。聞いておりません。というところでは、安心であるということがもう十分伝わっているかなと。

そのような中で、マイナンバーカードを取るメリットがだんだん市民の方に浸透してきております。まず、コンビニ交付。公民館閉めたことは、コンビニ交付の拡大を狙っておりますけれども、それも非常に、少しずつですけれども伸び率はよろしいと。あとは、また本人確認の際の公的な身分証明書、やはり高齢の方が免許証が取れないとか、そういう状況になったときに、非常に身分証明書としては活用できるというメリットもありますし、またこれからまたおっしゃるようにマイナポイント、また健康保険の利用とかということで拡大は望まれると思います。

以上です。

（委員長） 菅野委員の質問を終わりにいたします。

（大塚） それでは、資料の23ページ、下から2段目になります。公共交通コミバス運営事業についてです。本会議の中の質疑では、今回増額になった、いわゆる追加の理由として、利用者が減っていることと、併せてバスの修理がこの費用という説明だったと思います。利用者の減につ

いては問いませんが、バスの修理、この中身について伺います。

(自治振興課長) まず、コミュニティバスですけれども、全部で10台ございます。うち、ロイヤル交通が4台、朝日自動車が6台となっております。フラワー号車両につきまして、10年以上経過している車両が5台ございます。また、その中で、そのうち90万キロを超えるものが2台、それから80万キロを超える車両は3台ございます。そうした関係で、経年劣化による部品の交換がまず1点です。また、走行中にギアボックスの故障、そういったこともありまして、計画的な今後買換えが必要ということで、令和2年度におきましては2台要求させていただいているところでございます。

以上です。

(大塚) バス自体は、動く範囲はどこまでも限りなく使用可ということなのか、ある程度距離ですとか年数の制限を持って使えないという、そこら辺、ルールとして分かればお伺いをします。

(自治振興課長) 民間路線バス事業者に伺いますと、おおむね10年、また80万キロというところで路線バスは行っているということです。そうしますと、市のバスにおきましては、当然それを超える年数と、それと走行距離となっておりますので、ちょうどいい頃なのかなというふうに思っております。

(大塚) いずれにしても新年度予算にも出ているということですので、またその席で他の委員から質問が出ればということで期待をします。

続きまして、25ページの中ほど、個人番号のこの事業であります。本会議の中で最終的な国の求める目標についてはという問いがありまして、答弁としては目標が75%という数字が出たと記憶をしております。75%になるためには、かなりの急ピッチが必要になるかなと思っております。例えばこれ令和2年の予算では質問しませんので、あえてここで伺います。例えばその目標値に向けて順次速やかに進めるためには、例えば年次計画はもちろん、場合によったら月次計画、そういうところまで細かくやらないと目標に近づくことが難しいのかなと思っておりますが、今後にお

いて、あるいは今現在でも結構ですが、そういう細かい計画をつくるのか、つくっているのか、できているのか、それはいかがでしょうか。

(市民生活部参事兼市民課長) 75.6%という見込み、こちら市のマイナンバーカードの想定見込み数ということでお答えしたと思います。その中で今おっしゃるように、計画として国のほうで要請されております交付円滑化計画というのがありまして、それを基に想定してつくられたものがこの数字ということになっております。それについては年度ごとに何枚取るとか、そういう計画はできております。それを基にこれから方策をいろいろ、健康保険証もどんどん増えてきますので、あとはまた今ちょっとウイルスで休んでおりますけれども、また出張とか、そういうことも計画をしていく予定でございますので、とにかくその数字に近くなるようにやっていきたいと思っています。

以上です。

(大塚) この点は令和2年度の予算にも当然反映されるのでありますので、この点についての質問は以上であります。

続きまして29ページ、コウノトリの里づくり事業、中ほどです。先ほどの説明の中では、ふるさと寄附金の一部がこれに含まれているという内容だったと思いますが、改めてちょっと伺いたいのですけれども、ふるさと寄附金はこの課ではないのですが、例えばコウノトリの里づくりに関して寄附行為をしたい、協力をしたいというような直接の問合せとか申入れというのはあるのでしょうか。

(環境課長) 直接の寄附という形では実際市民の方、あるいは事業所からの直接の寄附が今年度もあります。市民の方、事業所合わせて、今年度でありますと6件の方からの寄附を頂いております。

以上です。

(大塚) これは特定の事業に対する寄附行為ということになりますよね。例えばこの6件というのは6分の6なのか、本来は10件程度問合せがあった中の6件というのが実数なのか、ここら辺は今まで一般的な捉え方として、その確率というのですか、数字的にはどのぐらいになっていきますか。

(環境課長) 確率というのはちょっとあれなのですけれども、基本的にその6件というのは何分の何ではなく、もう全てで6件という形にはなっています。

以上です。

(大塚) 最後の質問です。ちなみに、6件で金額が分かればお示しをいただければと思います。

(環境課長) 令和元年度2月末時点という形になりますが、6件分で83万3,276円となっております。

以上です。

(金子) まず、6ページのデマンド、乗合型デマンドの件なのですけれども、こちら期限が3年になった理由についてお伺いいたします。

(自治振興課長) 乗合型デマンド交通につきましては、令和2年から令和3年度までの2年間の実証運行になります。債務負担行為につきましては、令和2年度の契約につきましては、前年で行うということで債務負担行為として3年間という形になっております。

(金子) ということは、すみません、ちょっと理解が足りなくてあれなのですが、令和3年度分ももう含まれている、同じ業者で継続的に使えるということで認識でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) まず、債務負担行為につきましては、12月の議会におかれましては複数年、いわゆる令和元年度から令和3年度ですか、3年分の債務負担行為を予定させていただいたのですけれども、今回契約、先ほど申し上げましたけれども、12月18日に契約いたしまして、車両のほうを購入、それから契約内容の整備を行ったのですけれども、次年度の契約が、事業者のほうからはっきりと、実際に運行してみて、その上で契約をしたいという申出がございました。そうした都合上、単年度契約としました。そのために複数年契約、複数年の債務負担行為ではなくて、単年度に切り替えさせていただいて、令和2年度までと、それから令和2年度から令和3年度までの2つに分けさせていただいたということになります。

(金子) では、次に行きます。29ページの環境にやさしいまちづくり基

金積立金、こちらの使用用途、今後使っていくであろう使用用途についてお聞かせください。

（環境課長）こちらの基金の繰り出しという形で、令和2年度の予定としては、エコチェンジポイント鴻巣事業所という事業の中で、参加者への記念品があります。それと、環境教育事業としての講師謝礼、参加者保険料、あるいは地球温暖化防止普及啓発事業（P.51「環境教育事業と地球温暖化防止普及啓発事業の2事業は令和2年度から事業が統合され地球温暖化対策先導事業という事業名に変わります」という発言あり）の中の緑のカーテンコンテストに対する記念品、参加賞……すみません、1つ訂正お願いします。エコチェンジポイント鴻巣事業、先ほど事業所と言ってしまったのですけれども、鴻巣事業となります。

そのほか、ごみ減量推進事業としてはリサイクルノート、小学校4年生を対象に配布しているのですけれども、リサイクルノート、あるいは飼い犬登録事業としては犬のふん防止看板、それと最後になりますが、生物多様性事業として野鳥観察会の委託料、あるいは啓発事業等の消耗品という形を予定しております。

以上です。

（金子）では、最後になりますが、31ページ、道の駅整備プロジェクトの交通量調査委託料なのですが、先ほどの答弁で、県との話合いで不要になったという話でしたが、なぜ調査が不要になったのかを理由を教えてください。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）この不要になったのは、埼玉県のほうが産業団地、あちらのところを造るに当たって、反対側ですので、同じ道路のところで交通量調査をやっております。我々、県のほうがやっておりますので、その数値のほうを使った形でよろしいかどうかという形で国道事務所と協議いたしまして、その数値でよろしいということになりましたので、我々のほうの予算は執行せずに、県の交通量調査の値を使ったということになります。

以上です。

（金子）その数値がもし分かれば教えてください。

(時間を取りますので、後での声あり)

(金子) 大丈夫です。以上で。

(環境課長) すみません。先ほどの金子委員のほうから質問のありました基金の繰り出しの事業名なのですけれども、先ほど事業名申し上げましたのが令和元年度の対象の事業名を申し上げてしまいまして、令和2年度、一部事業が統合されて、事業名が変わるところがありますので、そこをちょっと訂正させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(環境課長) 先ほど申し上げました環境教育事業、これと地球温暖化防止普及啓発事業、この2事業に関しては、令和2年度から事業の統合を予定しておりまして、令和2年度の事業名としますと地球温暖化対策先導事業という事業名に変わります。

以上です。

(環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長) 先ほどの交通量、見つかりましたので、ご報告させていただきます。

24時間の自動車交通量で2万4,294台でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 補正予算10号に、議案第19号に反対をいたします。

個人番号住基ネットワーク事業に1,655万5,000円が計上されました。マイナンバー制度は、所得や資産、税や社会保障給付などの個人データを政府は一括して把握して、社会保障給付の削減を進める狙いがあります。多くの個人情報本人の同意なく広がるリスクも高まります。カードの普及が本市で16%、国で15%にとどまるのは、こうした市民の不安があるためですので、個人番号住基ネットワーク事業に反対をします。

では、29ページ、コウノトリの里づくり基金積立金に683万8,000円が計上されています。29ページ、これです。683万8,000円が計上されています。豊岡や野田に見られるように、放鳥には広大な湿地や冬水田んぼ、木々などの環境が必要です。私たちが視察に行きました豊岡では、木もいっぱいあるのですけれども、それでも足りないといって巢塔という巢を造れる塔を25本も豊岡の町なかに建てているというのを聞いてきましたけれども、鴻巣の場合は、国が言う荒川北流域の鴻巣政策ということです。桶川、北本、鴻巣、吉見で事業展開するというのが国の政策なわけです。

しかし、取り組んでいるのは鴻巣だけで、北本はかつて石津市長のときに300万程度の予算が計上されましたけれども、これはあっという間に否決されてしまったわけです。他の自治体からは参入はしていません。本市の大型開発優先の政治の中で、求められているのは福祉政策の前進です。予算を見ても3億以上のお金がかかるということが分かるわけですので、市民の皆さんには会場費を借りるのに3,000万の負担が増えたり、市長選挙が終わった途端、小中学校の給食費が小学校は400円、中学校が600円と引き上がって、これに係る経費は3,800万というわけですから、使うべき施策はそういう福祉や教育の前進にあると思いますので、コウノトリの事業にも反対して、この住基法には反対討論とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時28分)



(開議 午後1時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) それでは、以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) まず、115ページお願いいたします。自治振興課の交通指導員育成指導事業でございますが、現在交通指導員謝礼1,548万円についてなのですが、指導員の人数と平均年齢、まずこれを教えていただけますか。

(自治振興課長) まず、指導員の人数でございますが、平成30年度43人、令和元年度43人、令和2年度につきましては現在42でちょっと調整をしているところですが、当初は43で進めておりましたけれども、児童数の減少等によって立哨地がちょっと減少したものですから、今42で調整をしているところでございます。

それから、平均年齢でございますが、57.4歳でございます。

(永沼) 年々の指導員数というのはそんなに減っていない状況だったということが分かりました。今後のこの指導員についての、年齢も重ねていくと思うので、どういうふうな対策を行っていくのか教えていただけますか。

(自治振興課長) 委員ご指摘のとおり、参考ですけれども、65歳以上の対象者が19名となっております。その中には70歳以上の方も大分おられます。そういったことを考えますと、今後、今の現在の対応しますと若い職員を今お願いしているところでございますので、そういった対応になるかとは思いますが。

(永沼) 次に、123ページの地域防犯体制支援事業、中段にありますけれ

ども、その17の備品購入費、防犯カメラ、ご説明あったように、市内3駅周辺に防犯カメラ6台設置するということのご説明ありましたが、具体的な駅のどの辺に設置するのかとか、あとカメラのデータの保存期間はどのくらいなのというのをお聞きしたいのですが。

(自治振興課長) 吹上駅、北鴻巣駅、鴻巣駅、各2か所ということで設置を予定しているのですがけれども、こちらにつきましては鴻巣警察署と効果的な設置に向けて協議を進めておりまして、今回の対象としては振り込め詐欺被害を減らすための対策として、振り込め詐欺の方が立ち寄りそうなところを今ピックアップしまして進めているところです。まだちょっと具体的なことは言えないのですがけれども、吹上駅、それから北鴻巣駅につきましては駅ロータリー、各西口、東口、吹上については北、南というふうに考えてはおるところです。また、鴻巣駅につきましては西、東にそれぞれ1か所、駅周辺ということでまだ、候補をまだ決めたところがございます。

それから、カメラのデータの保存期間でございますけれども、カメラのデータの保存期間は、鴻巣市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱第6条に撮影日の翌日から起算して7日間としております。

以上です。

(永沼) そのカメラのデータなののですがけれども、プライバシー保護の観点から、どのようなお考えになっているのかお聞きします。

(自治振興課長) プライバシーの保護の考え方ということなのですがけれども、まず市といたしましては、設置場所の選定に当たりましては、プライバシーの保護の観点から公共の場所を基本としております。そして、個人宅に影響がある場合は設置の承諾を得るということで考えております。また、自治会等を通じまして情報の提供を図って、個人のプライバシーの保護に十分注意していくという考えでおります。

(永沼) 次に、125ページです。下のほうの公共交通維持事業の中の12番、委託料、乗合型デマンド交通運行委託料でございますが、当初12月の議会の中で説明された金額というのはご提示されていたと思うのですがけれども、それに比べて今回の乗合型デマンド交通運行委託料5,648万

5,000円ということで、2,000万円ぐらい差が出ているのですが、その差というのは何から生じているのかお聞きします。

（自治振興課長）12月の議会のご説明におきましては、導入自治体の事例を参考にいたしまして、1台当たり900万円を見込んでおります。5台分で4,500万。運賃収入900万円を差し引いた金額として3,600万円を委託料としてご説明のほうをさせていただいております。そうした中、交渉を続ける中で予算計上として5,648万5,000円を上げたところなのですが、運賃収入を差し引いていない、先ほどご説明させていただきましたけれども、ここからの運賃収入を約900万から1,000万を見込んでおります。また、交渉する中で人件費の上昇というか、そういったものがやっぱりありまして、近隣と同様の人件費ではやっぱりなかなか難しいというのが分かってきております。また、燃料費ですとか、またあと車両購入費、そういったものに費用が想定よりもかかっているという状況で、初期費用がかさんだことが大きな要因となっております。

（永沼）乗合型デマンドの利用件数が今後多くなってきたとき、そういったときって今考えられているワゴン車とかセダン車の台数を増やしていくという可能性はあるのかどうかというのをお聞きします。

（自治振興課長）まずは順調にスタートさせることが第一の目標なのですが、乗合型デマンド交通の実証運行の検証を基にその必要性につきまして慎重に審議いたしまして、その中で増大するのかどうかを検討していくというふうに考えております。

（永沼）現在のデマンドタクシーと同じように福祉タクシー利用券を利用できるのかどうかお聞きいたします。

（自治振興課長）こちらにつきましては、当然ひなちゃんタクシーを導入したときにも現金でまずスタートすると。そういった中で福祉タクシーのタクシー券の利用ができないかどうかという声を頂いて、実際に導入してきたという経緯がございます。そうした中で担当課も含めて一応協議はしたのですが、まずはやっぱり混乱、いわゆる事業者のほうの当然対応のほうがございますので、まずは現金でスタートさせていただきたいということで、現金のみの対応とさせていただいております。

(永沼) 今後ご要望があれば、そのような福祉タクシーの利用券を使えるようになるという考え方でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) 要望等を十分把握させていただきまして、導入の時期については、するかどうかにつきましては、検証の上、導入も含め検討してまいります。

(永沼) 乗合型デマンドタクシーの案内板というのが回覧で回ってきて、1軒ずつ頂いているのですけれども、その中に市内であれば利用者が共通乗降場として追加登録ができるようになる、そして追加された共通乗降場はそのまま乗降場となるというようなご説明がありました。その共通乗降場について、ほかの方はどのように周知されていくのか、また市にはどのように伝わってくるのか、その辺をお聞きいたします。

(自治振興課長) 共通乗降場の追加につきましては、申出がありまして登録が終わりますと、市といたしましては市ホームページ等でご確認ができるようにするほか、予約センターにお問合せいただければ確認ができるようにさせていただきたいと思っております。また、仮に申込み時に共通乗降場が設定されていない場合も当然ございます。そういった場合につきましては、予約センターのほうでお近くの最寄りの共通乗降場をご案内することになるかと思えます。また、市のどうやって把握をするかということですが、乗合型のシステムを市でも確認、登録状況は閲覧できることが可能でございますので、そこで追加につきましては確認できるように、把握ができるようになっております。

以上です。

(永沼) 次に、249ページお願いいたします。249ページの上のほうに路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て防止事業というのがありまして、12月議会の中で市内公共施設等における受動喫煙対策についてということでご説明がありました。3駅にある喫煙施設も禁煙になる予定という表示がされておりまして、その施設の撤去予定や撤去費は、またこの撤去後の指導対策はどのように行っていくのか、それを教えてください。

(環境課副参事) 鴻巣市内には鴻巣駅東口、西口、北鴻巣駅東口、吹上駅北口、南口、3駅に5か所今設置をしております。先ほど委員さんの

ほうからお話がありました件につきましては、今年の2年の4月1日より受動喫煙防止の目的に灰皿を撤去する予定で考えております。ですから、その施設の撤去については今後検討するような形で今考えております。撤去後の指導対策については、現在委託による地域のパトロールをやっております。これは令和2年度についても継続して行いますけれども、担当部署としてもその周知活動として検討していくように考えております。

以上です。

(永沼) 駅でよくご利用している喫煙者の人がいるのですけれども、そういう方にも事前にしっかり周知していかないと、いろいろとハレーションがあるかなという課題が出てくるかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えになっているかお聞きします。

(環境課副参事) 周知活動につきましては、市民の方につきましては「広報かがやき」、あとはホームページ、あとごみカレンダー等で周知はしております。先ほどの駅を利用する方につきましては、喫煙所にお知らせの看板を貼って周知をしております。それが今の状況になっております。

以上です。

(永沼) 次に、313ページお願いいたします。313ページの消防団運営事業の中の13番、デジタル簡易無線電波使用料のことなのですが、この電波使用料そのものはどのような計算でこの使用料が出てくるのか、それをちょっと教えていただけますか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) これ総務省のほうに払います電波使用料なのですが、1台あたり月額400円となっております。合計で31台導入いたしますので、14万8,800円となります。

以上です。

(永沼) こういった消防団のデジタル簡易無線電波使用している他市町村の利用は、どのような市が行っているか把握されておりますか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 埼玉県内ですと、三郷市、吉川市、越谷市、加須市、羽生市、坂戸市、鶴ヶ島市、熊谷市、松伏町、小鹿野

町が導入しております。

以上です。

（永沼） 備品購入費としてのデジタル簡易無線機購入は、これはトランシーバーという考えでよろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長） 見た目はトランシーバーのような形状をしておりまして、本体の高さが約9センチ、幅が約6センチ、奥行きが約3センチで、そこにアンテナが立っている、それが本体で、一般的なトランシーバーのイメージでいいかと思います。それを例えば活動服やベストのポケットに入れまして、そこにカールコードを通してマイクとスピーカーが一体になっている、このくらいの手で握れるスピーカーマイクがありますので、それをこの辺につけて実際は通話をして使うということになります。

以上です。

（永沼） 電源はバッテリーだと思うのですが、それでよろしいですか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長） リチウムイオン電池の充電式のバッテリーを使うようになっております。

以上です。

（永沼） 使用可能時間と、あと通信可能距離というのはあるのでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長） まず、使用可能時間ですが、通常の使用で約16時間というのがカタログ上で示されております。

それから、通信可能距離でございますが、カタログ上ですと3キロから5キロというふうになっているのですが、実際に本庁舎の屋上からテストをしてみましたところ、吹上と行田の境が一番距離が遠いのですが、そこまで、雨の日だったのですが、きちんと届くことを確認しておりますので、11キロか12キロぐらいは届くのだというふうに考えております。

以上です。

（永沼） 今のご説明ですと、鴻巣市内全域オーケーということよろしいですか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) はい、そのとおり、鴻巣市全域をカバーできます。

以上です。

(永沼) 今後この簡易無線機について、やはり慣れないと、いざ起きたときに無線のやり取りというのは難しいかなと思うので、こういった研修とか訓練が必要だと思いますが、その点はどのようにお考えになっているのか教えてください。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) まず、危機管理課が消防団の事務局をやっているのですけれども、消防団長と消防団の本部が集まる分団長会議というのがあるのですけれども、そこでまずはその無線機の使用方法を説明させていただきまして、その後の運用訓練についてもその分団長会議に諮って、実際にやっていただくように計画をしたいと思えます。

以上です。

(野本) では、233ページのこのとりパートナー事業から質問させていただきます。

地元農産物使用店奨励金というものがありますけれども、これはどのようなところが受けることになるのか、受けられるのか伺います。

(環境課長) 今現在考えているその対象となりますところとしますと、鴻巣産の農産物を鴻巣市内の飲食店で使用している業者の方を大きく言う対象と考えております。

以上です。

(野本) そうすると、それは具体的には手挙げ方式なのか、それからあとどのくらいの単価、単価といえますか、額が1事業所当たり出されるのか。

(環境課長) 予算上では1事業所当たり3万円で、20店舗と予定しております。計60万円を予定しております。

(野本) その下のこのとりブランド推進補助金についてもちょっと内容を伺いたいと思います。

(環境課長) こちらの補助金に関しましては、コウノトリをシンボルと

したまちづくりに向けた取組として、鴻巣市とコウノトリ自体をイメージさせる商品開発を今後行っていただける事業者に対する支援という形を考えております。

以上です。

（野本）そうすると、募集の仕方と、それからどの程度の件数といえますか、この予算の根拠となる件数、予算の根拠をお願いします。

（環境課長）まず、予算のほうから申し上げますと、こちらは開発していただいた事業者1件当たり10万円で、年間で20件、トータルで200万円を予算計上させていただいております。この事業、市のほう単独で行える事業ではありませんで、やはり商工会さんと今後連携を取りながら協議を進めて、制度設計等も今後進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

（野本）次に、その下のほうにあります地球温暖化対策先導事業ですが、12節のバイオディーゼル燃料精製等業務委託料ですが、これは内容としてももう少し詳しく、幾つか事業先があるのかどうか、内容を伺います。

（環境課長）これは、市内23か所（P.61「21か所」に発言訂正）に廃食油を受けるポリタンク状の入れ物を設置させていただいておりまして、そこに市民の皆さんから廃食油を回収というか、入れていただいたものを市のほうの委託業者のほうで回収いたしまして、精製機にかけてバイオディーゼル燃料として作製しております。その使用方法といたしましては、今現在中学校の給食センターの燃料として使用しております。

以上です。

（野本）中学校給食センターは今後建て替えになるわけですがけれども、建て替え後もそこで使用するということは確認されているのでしょうか。

（環境課長）現在環境課のほうで確認している上では、今後燃料として別の燃料を使用するというお話は聞いていますので、今後というか、令和2年度中にこの事業の内容についても一度再検討する必要があると担当では考えております。

以上です。

（野本）そうすると、使用先がなくなるとすると、何か方策というのは考えられるのでしょうか。なくなる場合。

（環境課長）まだうちのほうでも調査段階ではあるのですけれども、そういう廃食油専門というか、というのを回収していただけるリサイクル業者等をまずは探す必要があるのかなど。もう一点は、実際にちょっと可能性としては低いかと思うのですけれども、このまま精製した上でどこか受入先等を別にあるのか、ちょっとその辺は可能性としては大分低いかと思うのですけれども、再利用できるような方向をまず第一に考えております。

以上です。

（野本）そうすると、自然な流れでいくと、この事業そのものはなくなっていく可能性も含んでいるということなののでしょうか。

（環境課長）市のほうで廃食油を回収して精製するという可能性としては少ないかなど。ただ、先ほども申し上げましたように、もう一度来年度1年かけて検討、あるいはいろいろ調査してまいりますので、その中で今後令和3年度以降の方法については決めていきたいと考えております。

以上です。

（何事か声あり）

（環境課長）申し訳ございません。先ほどポリタンクの設置箇所を23か所と申し上げましたが、計21か所の誤りでした。訂正のほうよろしくお願ひします。

（委員長）先ほどの発言においては訂正の申出がありましたので、よろしくお願ひいたします。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願ひします。

（野本）次に、261ページの道の駅整備事業についてですが、道の駅の整備及び運営に係る懇話会の謝礼が予算化されていますが、その懇話会の委員の選定ですとか、また中身について説明をお願いいたします。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）この道の駅の懇話

会、令和元年度にも開催しております、市内の商工会、農業関係、あとは学識経験者、あと住民、自治会長、そういった方々を委員として選定して、管理運営計画と整備計画、こちらのほうのご意見を広く頂いていると。これには国道事務所、埼玉県のほうからオブザーバーも入っていただいて意見を聴いていると、こういった会議になります。この令和2年度にも予算計上しておりますのは、先ほどから申しているとおり整備計画のほうに延びておりますので、またご意見を伺いたいということでこの予算を計上しております。

以上です。

（野本）それで、その一番下のところにあります直売農産物生産拡大体制整備支援補助金ですが、やはり魅力をいかに出すかという部分で農産物が例になっていく部分はあると思うのですけれども、どういう状態になれば、今の状態がどうで、それがどういう状態になることを目指していくのかというところをまずちょっと、基本的な部分を伺いたと思います。

（環境経済部副部長）鴻巣市の農業はやっぱり花卉と米麦が中心で、野菜は生産者、生産量ともに非常に少ない状態になっております。道の駅の事業の成功のためには、直売所の目玉となる地元野菜の生産の拡大が必須だと捉えております。形とすると、こちらの体制整備支援ということで、露地野菜であれば急な作付の拡大とかもできるというふうに考えるのですが、ハウスなどを活用するイチゴとかトマト、キュウリなどといった果菜類ですとか、そういうものは非常にハウスの特徴を生かした技術とか経験が必要になります。また、切れ目なくいろんな農産物を出してもらうためには、同じ農産物でも播種時期を変えたりとか、被覆資材を変えたりとかいった収穫期間を延ばすような技術が必要となります。このような形でそういう体制整備を支援していきたいと考えております。

以上です。

（野本）そうすると、野菜を充実させていく方向性というふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

(環境経済部副部長) 基本的には野菜、果実類、あとはキノコ類とか、そのあたりが足りないと考えておりますので、その辺を育てていただきたいと思っております。

(野本) ということは、もともと盛んである花卉、米麦については当然あると、置くということにプラスということなのですね。

(環境経済部副部長) はい、そのとおりです。

(野本) 次に、269ページの商工観光課の商店街街路灯電気料補助金について伺いたいのですけれども、現在のところだと145万円と今回の予算がなっていますけれども、平成31年、前年は151万8,000円で、たまたま分かっている平成28年は157万7,500円ということで、徐々に減ってきているのが分かるのですが、予算上、これはどのような経緯で減ってきているのでしょうか。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 開発によりまして街路灯を撤去するということがありますし、お店をやめるので街路灯を撤去するというものもございます。そのほか、吹上地域の街路等につきましては、商店会ということで、町並みではなくて商店ごとに個別に建っている関係で、ご自宅の電気料と同じメーターにつながっているので、電気を止めたりしているというのが現状であります。

以上です。

(野本) この街路灯については、市によって扱い方が違うというふうに思っていますが、鴻巣市の場合は、これは補助の基準としては電気代ということなのではないでしょうか。その基準の部分を説明を頂きたいと思えます。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 街路灯が防犯灯の役目も果たしているということを鑑みまして、水銀灯の場合は電気料金の半額を補助しております。LEDの場合は4分の1ということで補助を行っております。以上です。

(野本) 大分前に他市の事例を調べてもらったことがあるのですけれども、全額補助しているところが結構周辺にあるのですけれども、鴻巣としては半額にしているということは、どういうところに認識の違いが生まれるのでしょうか、他市との違い。

（環境経済部参事兼商工観光課長）近隣ですと、桶川市などが電気料金等全額市のほうで商工会に補助をしておりますが、もともとの街路灯の設置の経緯がやはり市町村によって変わっておりますので、鴻巣の場合はやはり地元の商店の方が自分たちで設置をしていくのだということで設置をした経緯があることから、市の補助が街路灯に対しては防犯灯の部分ということになっております。

（野本）それで、今後のことになりますが、ただ先ほどの年々の経緯もあるという中で、商店街も構成している商店街が減ってきている。店の配置も、やっぱり時代が変わっていくと店がなくなったり、新たな別の場所にできたりとかという流れがあるわけですがけれども、今後に対しての方針といたしますか、ありましたら伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）商店会によってやはり財政力が違います。お店を続けている方が多い商店会については街路灯を維持していくことができっておりますが、廃業、それから転居に伴いまして街路灯の会費をいただけないという商店会が増えてきております。後継者不足等もありますので、今後につきましては街路灯を商店会が維持していくのもつらいという声も聞いておりますので、基本的にはやはり旧中山道、それから鴻巣駅前につきましては、シンボリックな道路となりますので、いずれは市のほうで管理をしていくことが来るかなと思っております。以上です。

（野本）その下の市営駐車場管理運営事業について伺います。パーキング・こうのす、あるいは鴻巣駅西口、東口第1、第2と、4つなのかなというふうに思いますけれども、これらの活用、利用といたしますか、稼働といたしますか、稼働状況、あるいはまた収益状況、これについて予算にどう反映しているのか伺います。

（環境経済部参事兼商工観光課長）商工観光課で管理しております市営駐車場が4か所ございます。旧中山道に面しているパーキング・こうのすにつきましては、稼働率的には夜間を中心に稼働率が低くなっています。鴻巣駅西口の駐車場につきましては、日中はやはり利用率は高いのですが、夜間の利用率は低くなっております。東口の第1駐車場、

それから第2駐車場につきましては、年間で4,000万円を超える利益が出ておりました、稼働率も高い状況です。パーキング・こうのすにつきましては、月額のみぎめの使用料が現在9,000円となっております、民間に比べると高いというところがありますので、令和2年度に条例の改定を行いまして、月額の使用料を下げていきたいと。また、夜間の使用料につきましても、西口の駐車場を含めまして上限を設定しているのですが、西口の駐車場は上限の設定ありませんので、新たに西口の駐車場は夜間の上限を設定するなど、民間の駐車場と同レベルにしていきたいと、民間を圧迫しない程度に料金を改定していきたいということを考えております。

ただ、パーキング・こうのすも東口の第1駐車場、第2駐車場もやはり周辺の商店の方にとっては有意義な駐車場と考えておりますし、パーキング・こうのすはトイレもございますので、そういった面では利益だけではなくて公益の部分も考慮しながら考えていきたいと思っております。お祭りのときなどは、パーキング・こうのすを有効的に活用していくことも考えまして、かといって赤字部分を税金で補填するのにもなるべく少なくしたいと考えておりますので、その辺の収支のバランスを考えながら運営していきたいと考えております。

(野本)その項目の下に転落防止用ネット設置工事がありますけれども、具体的にどんなネットをどの程度つけるのか伺います。

(環境経済部参事兼商工観光課長)現在計画しておりますのは、東口第1駐車場の4階から7階までに、野球場にあるような緑色の防球ネットを設置する予定でおります。それと、屋上部分については、今手すりのフェンスがついてはいますが、それに有刺鉄線を追加するような形の工事を考えております。

以上です。

(野本)では、次が313ページの消防団運営事業で、デジタル無線の導入がありました。相互の情報ということだったわけですが、どんなときにそれが活用される、まず去年の台風19号のときでいえば、例えばどういったときにこれが必要となるというふうな想定なのでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）台風19号のときを想定しますと、例えば災害対策本部でいろいろなことが決まるわけですが、それをこの業務については消防団にやってもらおうというようなことがあったわけですが、そういった場合に災害対策本部から消防団に向けてこの無線機を使って指令を出すことができると、そういうのが想定されます。以上です。

（野本）説明の中で消防、分団同士かな、の情報交流といいますか、共有というのかな、もできるようなことだったと思いますが、それについてちょっと確認をしたいと思います。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）まず、全員が同じチャンネルで利用することを想定しておりますので、全員が同じ会話を同時に聞くことができるということで、一番肝心なのはさっき申し上げました災害対策本部から消防団に向けての情報発信ということが1つあるのですけれども、あとはいろんな災害の対応をしている作業の中で、消防団同士でどうしても連絡を取り合わなければいけないことが想定されますので、そのような場合は消防団同士でその無線機を使って連絡を取るということを想定しております。

以上です。

（野本）これは、消防車に設置するというイメージでよろしいんでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）先ほど永沼委員の質問にもお答えしましたけれども、大きさ的には9センチ、6センチ、3センチで、ポケットに入るものですので、車に設置ではなくて、団長が常に携帯するというイメージです。

すみません。先ほど団長が携帯すると言いましたが、間違いです。団長も携帯しますが、各分団長です。失礼しました。

（野本）そうしますと、この31台というのは、分団が19分団あって、そのほかにどういった方になるわけでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）まず、災害対策本部に1台、それから消防団長に1台、副団長が今度の体制ですと2人いますので、副団

長に各1名で2台。それと、方面隊長が今度4人になりますので4台。それと、消防分団が19分団と女性消防分団がいますので、それで20。それと、吹上支所、川里支所にそれぞれ1台で2台。それと、危機管理課が1台持ちます。合計で31台です。

以上です。

(野本) 先ほど市役所の上のほうから電波が届くという話だったのですが、人が人へという部分ではそこまで電波の状態よくないのではないかと思いますので、その辺はテストされているのでしょうか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) その辺のテストはしていないのですけれども、11キロ、鴻巣の端まで届いたというのは、想定しているのは本庁舎の屋上にアンテナを立てることを想定しているのですけれども、そこから届いたということがその結果11キロへ届いたということですので、消防団同士は当然無線機同士になりますので、カタログにある条件によって違うでしょうが、3キロから5キロということになると思いますので、端から端の通信というのはなかなか難しいと思いますので、その場合は中継等が必要になると思います。

以上です。

(野本) それでは、317ページの災害支援体制整備事業ですが、この中で備蓄倉庫について市役所内に置くと。あと対外的な受皿として機能させていくということはこれまでの説明でありました。実際の活用という部分では、ある意味拠点みたいなことになるのかなと思うのですが、これとほかの備蓄倉庫との連携の仕方というのを伺いたいと思います。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) まず、災害が発生したときには、避難所にそれぞれ設置してある現在の備蓄倉庫から、災害発災後はそれで使っていただいて、避難が長期間になったりとか、災害備蓄倉庫では物資が足りなくなったような場合、先ほど野本委員おっしゃったように拠点から各ところへ持っていくと、そういうイメージでございます。

以上です。

(野本) そうしますと、拠点となる備蓄倉庫には相当な物資の量を予定しているということでしょうか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 現在各避難所に備蓄してあるものというのは、防災計画で定められてあります計画を満たしているのですが、まだそれ以外の種類ですとか数についても、その防災計画で定められている備蓄の量というのは、東京湾北部地震の発生を想定している量なので、それではなくてもっと大規模な関東北西縁断層帯地震というのがありますので、そういった地震が発生したときにも対応できるような備蓄量を考えていきたいと考えております。

以上です。

(野本) 319ページですが、一番下の防災行政無線管理事業の部分で、ポケベルの電波を利用した機器というものを導入していくわけですが、その上にも防災意識向上ということもあるのですが、この導入されるものというのはラジオのようなものを配布するという計画をつくろうとしているのでしょうか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) この委員会で行政視察に岡山県の高梁市に行ったのですけれども、その際に説明されたとき防災ラジオですというのを説明受けたのですけれども、まさにあれが280メガヘルツのポケベルの電波を使ったものなのですけれども、いろいろなものを考えたときにやはりあれが一番いいだろうということで、まずは個別受信機を、対象はこれから検討しますが、それを配布させていただいて、風雨が強いときでも緊急情報を聞いていただくような目的で、それを配布するということでもまずその設計を来年度やりたいというふうに考えております。

以上です。

(野本) そうすると、これは対象の範囲は全市民なのか、どの程度の部分なのか伺いたいと思います。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 今回これを導入するに当たって、全国で導入している事例ですとか、埼玉県ですと戸田市で導入しております、いろんなどころへ調査したのですが、それぞれ考え方がまちまちです。無料の対象をつくったりとか、有償で全部を対象にしたりとか、いろいろありますので、その辺はもう少し調査をして、本市でどのよう

に配布したらいいかというのをもう少し検討したいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 6 分)



(開議 午後 3 時 0 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 最初に、39ページですけれども、マイナンバー事業が入っています。ポイント事業も増えまして、どのような行政効果が、本市において既に行政効果として入ってくるのかということをお聞きします。結局高齢者やITを使えない人とか、そういう方たちも含めまして、この多額のお金、資金投資に値する政策がどういうふうに還元されるかお聞きします。

(市民生活部参事兼市民課長) これからIT化が進んでいくというところでは、マイナンバーカードの交付は必須であると考えております。その中で、やはり先ほど申しましたようにマイナンバーカードが全ての公的な証明となるということでは、免許証がなくなったとしてもそれが利用できるという有効、あとコンビニ交付がもう少しどんどん拡大してくれば、わざわざ市役所まで出向かなくても近くのコンビニで証明類が全て取れるというところ、それからまた健康保険証もこれからマイナンバーカードを使ってできるということになれば、それで情報の一元化ができますので、医療とか病院との連携とか、そういうものも考えられるということで、全員マイナンバーカードの取得を目指すということを国が言っておりますので、それが達成されれば非常に市民にとっては無駄な時間を使わずに合理的に生活ができていくということを考えております。

以上です。

(菅野) 無駄な時間を使わないと言うけれども、住民票を取ったり、何取ったり何だりなんてめったにしないのです。住民が毎年住民票取った

り、何取ったりなんてことはめったにないわけです。一生のうちに何回しかないといい人もいるわけで、そこら辺はどういう状況であってもこういう制度から除外をせず、いわゆる窓口で対応できるという、支所であろうとも、支所をやめてしまったりしないで、そういうことが引き続きできるかということをお聞きしたいと思います。

（市民生活部参事兼市民課長）もちろん窓口のほうもなくなるわけではなくて、必要な業務ということで、窓口もそのまま継続してやってはいきますけれども、やはりこういうIT化が進んでいる中ではそちらのほうをどんどん活用しなければ、これから、先ほどちょっと申さなかったのですけれども、オンライン申請とか職員証、身分証、図書館なんかもカード利用とか、いろんなものにそれが活用されていくということでは、早期に取得することを国のほうも進めておりますので、どんどん市民の方には活用して、便利な生活を享受していただきたいと考えております。以上です。

（菅野）次、69ページですけれども、ここに後期高齢者関連の施策が載っています。国保年金課でいいのですよね。ここ違う。69ページ違いますか。大丈夫ですよ。書いてあるね。69ページで、この金額ですけれども、去年より減っているわけですけれども、要するに高齢者が増えていくので、予算が1,500万円ほど減るといことはどういう事態なのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）こちらは、後期高齢者広域連合のほうからこちらのほうに入ってくる助成金になります。基本的に健診に対する補助と人間ドック等、いわゆる保健事業に関する補助等になります。及び運搬費というのは、郵券料の補助、パンフレット等を入れるものの補助という形にはなります。健康診査の事業については、昨年より約1,750万円ほどの増額となっています。これは、被保険者が増えるのと受診率の向上対策というような形で措置をさせていただきました。次の人間ドック等助成金につきましては、あくまでも国の特別調整交付金の一部を活用して保健事業に充てるということになっていますので、従前は約70%ほどの助成金という形で広域連合のほうに交付をいただい

たのですが、令和2年度から補助率を下げるということになっておりまして、概算ですが、約55%程度の交付率ではないかと予測をして、こちらにつきましてもは事業費自体は増加しているのですけれども、13万7,000円の減額、昨年と比べると減少しているというような予算を立てさせていただきました。

以上です。

(菅野) 何で助成率を下げるというのですか。利用者が多いからですか。国が何で下げる……

(市民生活部副部長兼国保年金課長) もともと国の特別調整交付金は、医療の一定の部分を自由裁量で活用できるという部分がございます。保健事業につきましてもは、それぞれの広域連合のほうでどの保健事業に補助をするかというのを決めておりまして、ある一定度の保健事業の拡大というのが当然あります。フレイル対策による歯科検診等を実施するというようなところも聞いておりますので、その関係でこの人間ドック等の助成金については、助成、補助割合というのが減少するというような話を聞いております。

以上です。

(菅野) 105ページの市民センター管理運営事業費の中の会計年度任用職員報酬というのここの範囲ですよ、105ページね。

(はいの声あり)

(菅野) これが497万8,000円となっておりますけれども、これは4月から、今まで臨時だった職員がこういう会計年度任用職員というふうに替わるというふうになったわけですがけれども、実際にどういう労働条件になるのか、これお聞きしたいと思います。

(自治振興課長) 委員ご指摘のとおり、これまで賃金ということで非常勤職員として日勤、夜勤ということで、時給にしまして日勤が930円、夜勤が950円で勤務をしていただいております。業務としては、窓口業務、特に市民課の窓口業務であったり、図書館の一部貸出し等の業務、それから館の貸し館業務ということになっております。令和2年度からにつきましては、自治法の改正に伴いまして、窓口事務会計年度任用職員と

ということで8名おりました、日勤981円、夜勤995円で計算をしているところでございます。

以上です。

(菅野) ボーナスとか、今までフルタイムではなくて、今までもでは臨時で働いていたわけですね。それがこういう名前が変わるというだけで、労働条件が全然変わらないわけですか。会計年度任用職員という立場で、それなりの何らかのボーナスとか退職金とか、そういう感じのものは一切なく、いつまでも臨時の職員で働かせるということなののでしょうか、会計年度任用職員。

(自治振興課長) 委員ご指摘のとおり、週20時間以内ということで、そういったところには該当しておりません。

以上です。

(菅野) 今回地方自治体で働く非正規公務員の採用根拠を明確にするのが目的でこういう制度ができたわけですがけれども、2016年時点で64万人いる非正規の公務員のほとんどがこういう人の中で、フルタイムの場合はボーナスだけでなく、退職金など他の手当も対象になるというふうで、労働環境がよくなるのではなくて、なおこれ今回悪くなるということなののでしょうか。何がしかが……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

市民環境常任委員会の所管を逸脱した質問だと考えますので、元の質問に戻してください。

(菅野) 会計年度、言えるでしょう、ここで。

(委員長) だから、幾らだとか、それはできるけれども、それ以上は駄目。

(その制度自体はの声あり)

(菅野) 制度自体、委員会違うの。

(センターの職員の処遇はどうですかというのの聞けるけど、制度自体は聞けないということ。そういうことになるんじゃないですかの声あり)

(菅野) じゃ、980円と995円で終わり。

(あと18分だからの声あり)

(菅野)では、231ページのこうのとりの里事業で、説明で6羽飼育できる、飼育が可能だという説明がありました。それから、学校給食のこうのとりの伝説米という話もありましたけれども、何か説明では2羽を尾羽を切って飼育すると聞いたのですけれども、6羽できるという、面積は発表されましたけれども、何羽を飼育するのでしょうか。

(環境課長)この施設としては、最大6羽という基準になっております。飼育当初は、雄、雌ペアで飼育を始めると。その後、繁殖が成功した時点で最大6羽までということ考えております。以上です。

(菅野)これは、簡単な事業ではないわけです。ですから、桶川、北本、鴻巣、吉見でやるうちの、北本は石津市長のとき300万ぐらい予算措置したら、あっという間に否決されて、ほかは全然やっていませんよね。桶川も吉見もやっていません。私たちも委員会で5年ほど前に行きましたけれども、巢塔も含めましてあれだけ条件整備した野田市にしても、豊岡市にしても、大変お金もかけてやっていて、豊岡はもっとも県が一緒にやっているわけですからあれですけれども、どうして鴻巣だけでできるのかと思うのです、湿地もない中で。これに3億以上のお金投下しますよね、今回。国から来る分も何がしかあるでしょうけれども、これは部長にお聞きしますけれども、コウノトリにここまでこだわらないでも、お祭りのときコウノトリの何かするとか、コウノトリを何か上に飾るとか、その程度でいいのではないかと思うのですけれども、他の自治体と比べていかがですか。北本や吉見や桶川に比べてどう思っているかです。

(環境経済部長)こうのとりの里づくり事業の中のコウノトリの飼育というのは、昨年からその設計を認めていただきまして、その計画の中で進めているところでございます。

以上です。

(菅野)分かりました。本来人間にお金を投下すべきです。では、ごみ処理施設でお聞きします。249ページです、ごみ処理施設。ごみ処理施設が今までの場所では駄目になったわけですが、引き続

きあの場所で新しくやっていこうとするのか、それとも一から場所を見直すのかと、そこら辺をお聞きします。

（環境経済部長）鴻巣、行田、北本の組合のほうは終わりにになりましたけれども、鴻巣はあそこの場所がごみ処理場ということで、それを条件として今後の組合せを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）行田の市長さんは、あそこが駄目だと言った、やり方が駄目と言ったわけではなく、いわゆる後背湿地と言われるところなどですから、もっとほかの場所で考えたらどうかと、そういうことを言ったわけです。それと、鴻巣におきましても最初決めるときにもっと郷地のほうでいい場所もあったわけです。それが結局安養寺のあそこに入っているわけで、組合せが変わるのですから、一から出直すというやり方が私は本来のやり方ではないかなと思うのです。笠原の人だけ集めて説明会やって、それをもって、はい、解決しましたという問題ではないと思うのですけれども、何百億円ですよ。すごいお金投下するわけですから、そこら辺を考えてはいませんか。部長、どうですか。

（環境経済部長）最初に、ほかにいい場所があったと菅野委員言われていますけれども、そのような場所は聞いたことがございません。

それと、今回の場合、ここが地域の合意を得てごみ処理場が造れるというのは、まさしくごみ処理場を造るときの最大の要件が一つクリアされてきているのかなというふうに考えておりますので、この場所を中心に組合せのほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）そうすると、新しい組合せというのは、もう先が見えているのですか、どことどこと組むということは。

（環境経済部長）今回の議会で改めて鴻巣、行田、北本の組合が解散となりまして、これで振出しになったというふうに考えております。ここから新たな組合せを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）住宅リフォームってこちらですか。

(違いますの声あり)

(菅野) 違うね。

多面的農業というのはこちらですね。

(ここですの声あり)

(菅野) では、263ページの多面的農業で出ています。政府は、多面的機能交付金なんかと言って486.5億円というすごいお金を予算措置したのです。安らぎ、福祉及び教育機能の活用を追加しているのですけれども、鴻巣はこれに沿った事業をすることとして、どのような農業政策になるのでしょうか。どの場所でどのような農業政策になるのかお聞きします。

(農政課副参事) 本事業におかれましては、鴻巣市内で現在13地域が活動しているところでございます。事業の内容を申し上げますと、農地維持活動、資源工場の共同活動、資源工場の長寿命化というような3つのメニューの活動を行っているところでございます。これらの活動におかれましては、地域の農業、営農を継続する上での形態を維持、確保するための交付金となっておることから、今後の農業政策において営農が継続的に行われるようなものであるというふうに考えています。

以上です。

(菅野) どの地域でどのような産業で農業が前進していくのか。例えば稲作なのか野菜なのか花なのかとか、そういう実際の作物が見えているのかです。

(環境経済部長) この多面的機能の交付金というのは、農地を例えば草刈りをみんなで行っていかとか、水路が壊れているのを自分たちで補修いかとか、そういった農村環境というのがやっぱり住んでいる方にそれなりの恩恵があるだろうと、それをみんなで守っていこうという、それを自分たちがやるのにお金を出していくという制度なのです。ですから、何かを作るとか、作物を作るとか、そういうことではないのです。

以上です。

(菅野) 2019年から農業用ハウス等の再建などが言われて、修繕は園芸施設が共済に入っていないとお金が出ないと言われて、200平米以下の小

さい農家は結局この制度には入れないのだということなのかもお聞きしたわけですが、こういう点はやはり大農家中心のやり方なのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 2 4 分)



(開議 午後 3 時 2 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、先の261ページの農地活用促進事業、これは人材派遣にお金を出すということなのですか、担い手として。それから、農地耕作条件改善事業……

(何事か声あり)

(菅野) これは2つについて……

(農政課副参事) 人材派遣委託料についてですが、これは農地中間管理事業を実施する上での鴻巣市農政課に派遣していただく職員に対する派遣委託料となっています。

以上です。

(菅野) 農地耕作条件改善事業というのは、これはどういう内容ですか。

(農政課副参事) 事業の内容といたしましては、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を加速するため、農地中間管理機構が実施する農地の畦畔の撤去並びに均平化などの耕作条件の改善を行う事業というふうになっております。

以上です。

(菅野) それを行うことが鴻巣の場合、農業経営の継続になっていく条件整備なのでしょうか、現実的に。

(農政課副参事) 農地中間管理事業そのものが農地活用促進事業でまずもって農地を一度集積、集約をした上で、次の段階として耕作する条件を改善するというような流れをもって耕作する環境を整えるということを目指していることから、本事業を行うことによって事業が円滑になるものというふうに考えています。

以上です。

(菅野)265ページの土地改良の中に安養寺堰施設管理連絡協議会負担金とありますけれども、昨年117万5,000円なのですけれども、今年409万5,000円というのはどういう活動になるのでしょうか。

(委員長) 通告がありませんが、答弁できますか。

(農政課副参事) 土地改良関係協議会事業におかれましては、土地改良区が施行する土地改良事業などに対して負担をしているものでございます。安養寺堰施設管理連絡協議会について、安養寺堰を維持管理するための負担金を本市が元荒川上流土地改良区に対して負担しているものでございます。

以上です。

(菅野) その下なのですけれども、糠田第一揚水機場撤去事業で455万かかっていますけれども、これは撤去するだけですか。撤去した後、この場所はどうなるのでしょうか。

(農政課副参事) 撤去した後、原状に回復して、荒川河川敷堤外ですので、国に返還するというような形になります。

以上です。

(菅野) あと269ページで住宅リフォーム事業ってこちら……

(違うの声あり)

(菅野) 271ページ、プレミアム付商品券は大丈夫ですね。これは、誰でも買えると思うのですが、1万5,000冊を買えるということですのでけれども、ただ買ってすぐ使ってくれなければなかなか地域の活性化にはならないと思うのですが、そこら辺はどういうふうな販売方をするのでしょうか。だって、1万5,000冊売るのですよね。すぐ買わなくてもいいわけでしょう。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 現在予定しております商品券の利用期間は、令和2年10月1日の木曜日から令和3年の2月28日の日曜日ということで、5か月間商品券を利用することが可能です。このために9月の26日土曜日にまず1回目の販売を市役所の本庁舎で行います。

以上です。

(大塚) それでは、何点か伺います。

まず、歳入ですが、69ページになります。下のほうになりますけれども、環境課の所管でしょうか、雑入の中の資源回収販売収入であります。今回は3,200万円が計上されておりました、昨年の4,000万と比較をすると800万円の減ということでしょうか。ちなみにですが、30年度の予算においては3,400万円が予算、決算はやや増えて3,773万、その1年前、29年の予算においては4,500万、決算では4,866万円程度が上がってきております。予算に対しては若干、数百万円上乘せという形で予算、決算が推移しております。この中で、改めて伺いたいのは、雑入ですので、入ってくる先があるわけなので、収入のその先、これについては市内の、私の認識では、3業者もしくは3団体という理解でいるのですが、そこら辺、収入先について伺います。

(環境課副参事) 大塚委員の質問にお答えします。

先ほど市の行っている資源回収販売収入につきましては、現在地域ごとに契約を行っております。吹上地域、鴻巣地域、川里地域という形で4団体、4業者で行っております。

以上です。

(大塚) 予算の数字を見てみますと、毎年それなりにある程度の算出根拠があって計上されていると思います。1つ気になるのは、いわゆる売り先、売る条件によっていろんなものが、数字が変わってくるのだろうなというのは何となく理解はできるのですが、例えば見込みであっても売却単価どのぐらいで売れるのか、それについてはどんな検証をされているのでしょうか。

(環境課副参事) 見込みにつきましては、予算を立てるときには実績をまず見て検証します。それと、資源回収で上がってきた単価とか、集団回収で上がってきた単価、そのような状況を見て、現在減少傾向であるという形から前年度比に対して800万円の減少した予算計上を今回はしていました。

以上です。

(大塚) 1つ心配なところがありまして、例えば4業者さんは民間の業

者になると思うのですけれども、売る金額と、それからある意味こちらに市に対して、担当課に対して提示する金額で、当然マージンが私はあると思っているのです。そのまま右から左ということはないので、そこから辺やっぱり十分検証されているのかというのがちょっと心配なところなのです。今答弁伺いましたら、集団回収の場合はもうピンポイントで単価が出てきてしまいますから、それを参考にしているということだったので、最後に伺いますが、令和2年度、この予算のいわゆる見込額については正当性ある数字、不当とは言いません。ある程度信用性がある数字ということで理解してよろしいでしょうか。

（環境課副参事）先ほど実績に基づいて予算のほうを計上しているというお話をさせていただいています。先ほど集団回収におきましても、行政回収におきましても、単価が下がっているというお話もさせていただいています。その結果から800万を今回は減額をさせて、予算計上させていただいていますけれども、今後詳細につきましては随時単価の見込みを確認しながら、また予算を計上するときにはそれに合うような形で、今後計上するような形で考えておりますので、そのような形で考えております。

以上です。

（大塚）次の質問参ります。

105ページの上段であります。自治会活動支援の事業名の中で、これ金額的には前年とほぼ同額が計上されているのです。ここでもし分かればということでお伺いしますが、まず自治会数の推移、増えているのか減っているのか、ここら辺はいかがでしょうか。

（自治振興課長）自治会数の推移ということですのでけれども、平成28年度、241自治会、29年度が240自治会、それから30年度が238自治会、31年度が236自治会、令和2年度、今のところ解散等の届出はございませんので、236自治会を想定しておりますが、28年度からの解散自治会数が7自治会、それから分裂をして設立というのが2団体ということで、その差が出ております。

（大塚）自治会の数がもし把握されているのであれば、ちょっと数は多

いかもかもしれませんが、全体の会員数というのですか、合計した数字が分かればお伺いをしたいと思います。

（自治振興課長）私どものほうでは、全会員数の人数というのちょっと把握はしておりません。あくまで自治会の加入世帯数等をいたしまして把握をしておりますして、平成30年度が3万8,178世帯、加入率にして77.27%、31年度が3万8,226世帯、加入率にしますと76.56%ということになっておりまして、期日につきましては、申し訳ございません、基準日は4月1日ということで、すみません、ちょっと付け加えさせていただきます。

以上です。

（大塚）実はなぜこの質問をしたかという、災害発生時の対応というか、よく出てくる中の一つなのですが、いわゆる共助に当たる部分は何かなと考えたときには、ここで言うコミュニティー活動、コミュニティーといえば自治会がピンポイントで、イコールでいいかなと私は思うのですけれども、そういったときの対応として、やっぱり自治会の会員拡大は今後もしっかりと目的を持って、目標を定めて進めるべきかなと思います。そこで、改めて伺いますが、令和2年度の中で会員拡大に向けての取組があればお伺いをいたします。

（自治振興課長）委員ご指摘のように、令和2年の新たな取組はということでしょうか。ですので、新たな取組、なかなか難しいところございまして、今現在行っていることをご説明させていただきますと、自治会の加入につきましては市ホームページを通しましてPRするほか、本市へ転入される方が市民課等で手続をされる際、窓口で自治会への加入案内文をお渡ししております。また、自治会加入の案内チラシというものがございまして、それにつきましては自治会の役員の皆さんたちも、自治会加入の勧誘の利用ができるように市のホームページからプリントアウトして使えるようになっております。これにつきましては、自治会名等を入れることもできるようになっておりまして、そういったところで利便性を高めております。また、自治会長研修会などの案内ですとかQAの配布等を行っております。またもし今年度取組を早急に

できるとすると、広報を活用した自治会への加入推進のそういった掲載なども掲載していくということで取り組んでいきたいと思います。

以上です。

（大塚）時折聞くのが自治会の会員さんがあっちこっちから抜けて減っているという話をよく聞くので、チラシを配ったり、画面見てくださいだけではちょっと物足りないなと思っていますので、さらに取組を進めていただけるよう、今後どのようになるかを見据えていきたいと思っています。

続きまして、環境関係なのですけれども、例えば予算書の233ページ中ほど下には、エコチェンジポイント鴻巣事業というのが記載されております。これ29年度から始まった事業ということで、総額には若干違いがあるのですけれども、ここで言う消耗品、おおむね20万程度で毎年推移をしていると理解をしております。さらに、ページが変わりまして237ページ中段には同じく環境関係で審議会の運営事業がありまして、これについては、ここ数年の金額等の推移を見ますと、事業計画が盛りだくさんの年はそれなりに盛り込まれていて、そうでないときはそれなりにといいますか、なっている。これも14人、15人という人数が減る傾向という意味になっているのでしょうか。

この2つを含めて1つ気になっていることが実はありまして、その昔、鴻巣市の事業としてどこかに必ず出ていたレジ袋削減事業というのがここしばらく見ないのです。レジ袋の削減は、必要性があるかないかについては私が言うまでもなく、とりわけ最近問題になっている海洋汚染への影響ですとか、それからいつときレジ袋を削減しましょうというのと同時期ですか、その前ですか、よく可燃物に入れたときに有毒ガスが発生するのしないのということで、あれは炭カル製の袋に換えることによっていわゆるダイオキシンは大丈夫ですという対策を取ったりしたことは世に広まったのですけれども、最終的には今現在海洋汚染も含めて、レジ袋って有料になるよねという話もそこそこ聞こえてくるので、鴻巣としてレジ袋削減に関して新たな取組をするのかしないのか。また、今たまたまですけれども、エコチェンジポイントを含め、場合によっては

環境審議会でも議題として取り上げること等も可能だと思いますけれども、このレジ袋についての取組については何か予定、お考えはあるのでしょうか。

（環境課長）今のご質問なのですけれども、直接レジ袋削減に対する事業というのは、大塚委員さん言われたように、これというものは今現在ありません。その代わりと言ってはちょっと語弊があるかもしれないのですけれども、いろいろな事業の中でレジ袋の削減を意味するエコバッグ等の配布等は実際のところでは行っております。先ほど最初に挙げられましたエコチェンジポイント鴻巣の中でも、やはりいろんな環境活動に参加していただいた方に対する、ポイント制を使っているのですけれども、そういう参加者を増やすために観光大使のチョーさんという方のオリジナルのイラストをつけたエコバッグをこのエコチェンジポイントの中で、そのポイントの加算に寄与するために促進事業として抽せんで配布ということも行っておりますし、あるいはちょっとレジ袋という上では……すみません。衛生連合会という団体があるのですけれども、その衛生連合会が実際町なかでいろんなイベントに対して活動されている中でも、レジ袋削減に伴うマイバッグ、エコバッグの配布等は行っております。なので、ちょっと申し訳ないのですけれども、レジ袋削減事業単独ではちょっとないのですが、それに関するもので配布のほうは実施しております。

以上です。

（大塚）実は残念ながら途中で幕を閉じてしまったびっくりひな祭り、エルミ会場でやっておりました。私もどんな様子かなと思って見に行ったときに、ついでだったので、業者名は申し上げませんが、某ドーナツ屋さんに行きまして、ちょっと量をいっぱい買ったのです。そしたら、何か10個ぐらい入る箱と、それから残りは紙袋に入れていただいて、そこまではよかったのですけれども、店員さんが「これ1つの袋でよろしいですか」ってレジ袋を出してきたのです。そのときに当然、「いや、そのまま持って帰れますから要りません」って断ったのです。私たち市民の意識もそうなのですが、レジ袋を取扱いをされている事業者の皆さ

んにもそういったことを今後周知していかないと、要りませんって断らなければ終わりなのですけれども、あちらのほうからどうぞ、どうぞという行為自体が、やっぱり削減をすること自体は、海洋汚染もそうですけれども、本を正すと石油製品の無駄遣いをしないという、そこにも起因するわけなので、私は市内の事業所だとかそういうところにも今まで以上にアピールしていかないと効果が出ないのではないかなというふうに思っています。たまたま今買物の例を申し上げましたが、別途できたら環境審議会等でも、多分見込みでは令和2年度、数回の集まりがあるので、しっかりこの中で皆さんに周知をしていただいて、いい方法があればどんどん提案していただけるような、そういった取組をぜひしてほしい、するべきと思いますが、いかがでしょうか。

（環境経済部長）レジ袋の削減って昔から言われてきて、今後有料化という流れになってきています。それは、一つの動機づけになるのだと思うのです。今大塚委員の言われたように受け取るほう側の意識づけ、そして配る側の意識づけって両方あると思います。今回の有料化を機会に、そういったものをどういうふうに、両方です。両方にどう意識づけていけるのかというのは、やっぱり環境衛生委員だとか、そういったものをいろんな人をうまくPRしてもらいながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）では、次の項目参ります。

ページが261ページ、中ほどになりますが、道の駅プロジェクト事業であります。この道の駅については、多くの皆さんが質問しておりますが、私はあえてテーマを絞ってこの道の駅に何を求めるかということについて何点か伺いたいと思います。

予算書で申し上げますと、例えば257ページには、市民農園に関する予算が計上されています。市民農園は、有料ではあっても、農産物を作る場所の提供をする事業であります。また、違うページになります。259ページには、認定農業者の育成事業が提示されており、また同じ259ページには園芸作物生産支援の項目も記されています。さらに、269ページを見る

と、工業活性化事業の中で鴻巣特産品振興推進、また同じ269ページには商工会補助の中では商工業振興創業支援等、様々なところで鴻巣の産業をいかにバックアップしていくかというのが見え隠れしています。

そこで、今回やろうとしている道の駅鴻巣、これ仮称です。私がネーミング権がないので、仮称で申し上げますが、道の駅鴻巣に向けて、これから具体的な計画をしなくてはいけないのかなど。他の委員からの質疑の中ではおおむね、どちらかというところハードの部門についてやり取りがされたと思いますが、本当に農産物をこの目玉にするのであれば、よその道の駅と、あるいはよその販売と比べて安いとか、新しいとか、本当に何か特化したものがないと、人は来ないと思うのです。本当にそれをするのであれば、冒頭申し上げた作る場所を提供し、作り方をアドバイスなり補助しながら、間違いなく売れるものを作っていないと、開発していかないと。ところが、野菜って、残念ですけれども、1日、2日ではできないので、時間をかけないといけません。商業品、工業品もまさに一緒だと思いますが。そこで、道の駅鴻巣に特化したものを出すためには、お客さんを呼ぶためにですね、来てもらうために出すためには、計画というものが当然必要だと思うのですが、そこら辺については今現在どのようにお考えでしょうか。

（環境経済部長）道の駅の販売物というのは、第一が農産物ということがあると思います。農産物は、その特徴づけというのは、品揃えだと思うのです。皆さんが生活していく中で食べる、あまりにも特別、特殊なものも多くても、またちょっと違うのかなど。やっぱり買うものというのは市民の購入の統計的なデータからも出ています。そういった面では、まさしく今回261ページの一番下に出ている直売農産物生産拡大整備補助、これは多品種少量の作物を作ってもらうために、まずはきっかけづくりとして講習会を行う、そしてハウスだとか簡単な資材を補助できるということをもとに組んであります。ここで少なからずちょっと興味を持ってもらっている方、アンケートの結果では認定農業者にとったところ半分以上が興味を持っていると、出荷に興味を持っているということを見ると、可能性があるのです。今年からそういったものを始めていき

いということがあります。

また、市民農園は、実は市民農園で作ってもらうのは、売ってはだめなのです。ただ、そこで作られている方というのは農業に興味がある方なので、こういったところにも違うところでPRをしていく必要があるだろうと。

また、今大塚委員の言われていた工業系のところ、これもまさしく道の駅で売るものにつながってくるというふうに考えています。それは、現在の市の予算上の補助金というのは、既存の業者をどう守っていくかというところに一つあるのではないかなと思います。今回、これ道の駅ではないのですけれども、コウノトリのほうにパートナー事業ということがあります。それは、その中で鴻巣のブランド、コウノトリのブランドというものを何か造っていこうということで、これは実はコウノトリの事業と道の駅の事業が一つ重なっている事業というふうに考えております。コウノトリをモチーフにした、もしくはコウノトリという一つの統一したものをブランド化して行って、道の駅でも売れるようなものを造っていくということで、そういったところをちょっと地道ながら、今年度、令和2年度を最初の年として継続して行って、皆さんにこういった補助金がある、こういったことを市がやっているということをPRしていきながら、その品目を増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

（大塚）よく言われる日本人の3大メインメニューと言われるのが、カレー、ラーメン、ハンバーグで、今お話しいただいたように特化したものを作るのはいいのですが、それを上手に使った、あそこに行かないと食べられないようなメニュー開発ですとか、そういうハードでありソフトなのですけれども、そういうものも今後早い段階からやっていくというのにも必要かなと思います。作るだけではなく、それをどうやって2次的、3次的に生かしていくか、それについても当然計画に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

（環境経済部長）道の駅の今年度策定しています管理運営計画の中に、業者が分析した中で、どんなものが入れる必要があるとかということが

今回出ております。皆さん最後のときに全協のほうで概要版的なのをお配りしますけれども、その中では当然レストランをどんな形に入れたらいいとかという、もしくは売上げがどのぐらい、予想で出ております。また、特徴的だったのは、その中にスイーツだとかそういったもの、鴻巣市にちょっと関連がないかもしれないのですけれども、その道の駅でしか売っていないようなものというのを、何か必要だろうというような分析も出ています。ですので、開駅までそんなものが開発できる。また、指定管理者を早めに決めて、そういったところとしっかりと、そういった会社が持っているノウハウを生かしながら、そんなものを開発していけばいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（大塚）最後の質問です。315ページ、中ほどになります。危機管理課の消防水利施設管理の中の消火栓の設置補修について伺います。

今回は2,100万円の予算が計上されており、去年は1,850万なので、250万円の増額になっています。その1年前、30年の予算が1,260万円、その前の年、29年の予算が1,420万8,000円であります。そこで、金額には1,000万を超える金額がそれぞれ年度によって計上されておりますので、今現在の消火栓の現状についてまず伺いますが、いかがでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）消火栓は平成31年度で約1,400か所あるのですけれども、それを毎年1回消防本部の方に点検をしていただいております。その点検の結果、異常があった場合に危機管理課のほうに連絡が来まして、それを危機管理課のほうで管理して修理をするという形を取っているのですが、現在修理が必要だというふうに認識している消火栓が全部で158基ございます。それを順次直しているところなのですが、異常箇所というのはいろいろな程度がありまして、一番ひどいになりますと、消火栓の中の、消火栓をねじで留めているのですが、そのねじが6本とか8本あるのですが、そのねじ自体が腐食が進みますと、最初はさびで茶色くなるのですが、それがどんどん進行しますとナットが花が咲いたような形になってしまって、腐食がかなり進んでしまうのです。そういうねじが3本以上あるとか、そういうものが報告として上

がってきます。あとは、バルブがもう動かないとか、そういう状況もあります。そういったのは、実際にそれを現場で使おうとしますと、下手をしますと破裂をして、二次的な事故になってしまうとか、そういう危険性をはらんでいます。それを計画的に修繕していこうということで、平成31年4月に消火栓の修繕計画を立てまして、令和元年度は20か所を目標、令和2年度から30か所ずつ修繕をしていこうということで、取りあえず今計画をしているところでございます。

以上です。

（大塚）30で割って割り込んでいくと、5年以上、5年程度かかるということで、この消火栓を実際にいざというときに使うわけですが、非常備消防の皆さんはそれで大丈夫ですか。大丈夫というのは、行って見たけれども栓が開かないとか、使えないということになると、出動して我々の生命、財産を守るために活動されている皆さんにとっては、全く逆の話なので、もうちょっとペースを上げて修繕、設置に取り組むというのは不可能でしょうか、どうでしょうか。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）当然1か所当たり、平均しますと70万円ぐらいかかるということで、財政的な負担があるということで、その辺も勘案しまして、令和元年度20基だったものをそれ以降は30基ずつということで増やしていることがございますので、修理をしてもどんどんまた古くなって危険なところが上がってきますので、その辺はなお一層どのぐらい修繕が必要かというのを検討しまして、予算取り等の交渉をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）例えば道路の補修ですとか、ああいうときは他の事業費の残ができたので執行するとかという話があるのですが、今のピンポイントでいくと、70万円の単価で2,100万円ということはそういう計算になるわけです、単純に。もうちょっとスピード感を持ってやらないと、いざというときに困ってしまうので、何とかいい方法を見いだせるように、どこから流用しろとかそういうことではなくて、やっぱり署内で、担当課で検討すべきと思いますが、あと1分ありますので、ゆっくりで結構な

ので、お答えを。

（市民生活部副部長兼危機管理課長）このような問題はどこの市町村も同様だと思いますので、ほかの集まる機会ございますので、そういったところで他市の現状などを調査しまして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）それでは、質疑をさせていただきます。

まず、231ページのコウノトリの里づくり事業についてお伺いをさせていただきます。皆さん質問されていて、本会議場でも若干、実際公開されたときの話は出ていたかと思うのですが、もう一度、市民が見学できたりですとか、コウノトリとの触れ合いができるようなものになるのかお伺いいたします。

（環境課長）飼育施設できた後の市民の方の観察的なところになりますと、基本的にコウノトリという鳥の性格上、いろいろな方角から人に見られるというのは、専門家の話では避けてほしいという話が出されています。そういうこともある上で、基本的に市民の方が見学できる内容としては、野田市さんとかと同じように、建物の中で観察スペースでガラス越しで、フェンス、網を通さずガラス越しで直接コウノトリを確認というか観察できる施設となっております。ただ、先ほど言いましたように、ではフェンス、ほかのガラス面以外の3面、ケージの3面からコウノトリが見えるかというのと、本来であればできるだけ見えないほうがいいので、見やすい仕組みにはなっていないのが現状です。

以上です。

（金子）今単純に聞いていると、ガラス越しであれば、マジックミラーというか、みたいな感じ、ではない。

（環境課長）やはり鳥のほう、コウノトリのほうから人が見える状況がどういうのがベストなのかというのがちょっと専門家の中でもあまりはつきりと出されていない。一般的に我々考えるには、金子委員が言われたように、マジックミラーとか、人の気配が映らないようなのがいいのか、ただそれが、では鳥から見たら本当にマジックミラーのように反射

して見えるのか、その辺もちょっとはつきり分からないので、まずはガラスにコウノトリ自体が飛び込んでこないような仕組みを、何かガラス面に目に見えるようなものを貼るなり、あるいは慣れるまではガラス面に逆にネットを張って、飛び込めないような工夫とは考えております。

（金子）今後施設ができて、維持管理をしていく必要があるかと思うのですけれども、維持管理費用の見込みと捻出方法についてお伺いいたします。

（環境課長）維持管理費なのですけれども、まだ飼育する上での飼育員あるいは何かあったときのための獣医さんとの契約等が、そのやり方によって、内容によって維持費というか、金額のほうが結構変わるのではないかということから、申し訳ございませんが、今のところ維持管理費というのは数字としては出していない状態です。ただ、来年度、実際に再来年度、目標としては再来年度飼育に向かって、来年度にはそういう細かいところまで出していかなければならない時期ではあると認識しております。

捻出方法に関しては、基本的に先ほどの寄附に絡んできてしまうと思うのですけれども、ふるさと納税とか、あるいは今現在コカ・コーラの自動販売機を設置する上で、その売上げの何%かというのが寄附として上げられておりますので、まずそういうものを活用できればと考えております。

以上です。

（金子）費用はある程度かかってくるかなと思うのですが、寄附という話もあったのですが、一律入場料を取るというのはまた違うかなと思うのですが、例えばそこで来た方に善意の入場料ではないのですけれども、そういったような寄附の在り方というのも財政的にはすごく助かる話ではないかなと思うのですが、そういったご検討等はされていらっしゃるのでしょうか。

（環境課長）入場料に関しては、市としても入場料を頂くような形で進めざるを得ない状況かなと。ただ、その金額等に関してもできるだけ来場者の方が見やすいような低額、あるいは減免措置とか免除とか、そう

いうものも市の方針と照らし合わせながら検討していきたいと考えております。

(金子) 先ほどの答弁の中で、最初2羽、繁殖したらマックス6羽という話だったのですけれども、生まれたひなの所有権というのも借りた元に、文化庁でしたっけ、どこかにあるのですか。そっちに帰属するのですか。

(環境課長) 実際にコウノトリを鴻巣のほうに実際運び込まれるわけですが、今のところそれが譲渡なのか借りるのかというところまでまだ話はできていない状態です。ただ、IPPM-OWSというコウノトリの管理をしている団体のほうからは、令和3年以降に鴻巣市へ2羽、言い方変ですけれども、送り込む準備はもう既にされているようです。ですので、それが譲渡なのか借りるのかというところまではまだ大本のほうでも決めていない状況です。

以上です。

(環境経済部長) コウノトリが特別天然記念物ということで、実は自然に、自然界の中に自由にといいか、名前もなく、どこの鳥だろうという鳥は実はいないのです。全ての鳥が足輪でどこの誰々から生まれた誰々さんという管理がされているのです。そういう関係で、絶滅危惧種ということで、ですから生まれてきた鳥が自然に放して、あっ、あそこに誰かいるねという、誰だか分からない鳥がいるということではないのです。なので、全てが、世界という、世界まで飛んでいってしまう場合があるのですけれども、外国まで飛んでいってしまう場合があるのですけれども、足輪で全て管理されているということなので、譲渡にしろ、借りるにしろ、もらえるにしろ、それにしてもコウノトリ、この品種は全て管理がされているということなので、自由度はかなりないということです。以上です。

(金子) 今のところで、足輪で全部管理されている。ICチップか何かでGPS情報がずっと分かる、そういう認識でいいですか。

(環境経済部長) 放鳥したときにGPSをつけている場合もありますけれども、基本は両足輪の色です。色の組合せです。色です。色の組合せ

で番号が決まっています。両方に、両方の組合せです。

以上です。

（金子）では続きまして、233ページ、このとりパートナー事業のこのとりブランド開発資金融資制度の詳しい内容と、あとこれを利用するであろう利用者の予想を教えてください。

（環境課長）こちらのこのとりブランド開発資金融資制度に関してもなりますが、目的としますとコウノトリをシンボルとしたまちづくりに向けた取組として、鴻巣市とコウノトリをイメージできる商品等を開発する事業者を支援するという形で予定しております。こちら詳細については、やっぱり金融機関等との調整が必要となります。今既に市内での金融機関との調整も始めてきているのですが、今後まだ複数の金融機関と調整した上で制度設計、詳細な内容を決めていく状況となりますので、今現在のところは細かいところまでの内容のほうは決められていない状態です。

（金子）では続きまして、245ページ、ごみ分別アプリ使用料なのですが、これちょっと9月の決算でもお話をさせていただいたのですが、もう一度確認で、更新の頻度とアプリ化の意義についてお伺いさせていただきます。

（環境課副参事）このごみ分別アプリは、平成30年の9月に導入して、1年と半年経過しております。更新の頻度としては、ごみのカレンダーの新しくなったときやクリーン鴻巣のお知らせなどで13回を更新しました。

アプリの意義としましては、今まで市のお知らせとしては広報紙やホームページが主でやっていたけれども、現在携帯電話の普及により、それを利用したアプリをという形で皆さんにお知らせする一つの方法として導入した経緯があります。

以上です。

（金子）9月1日から13回更新をされている。私も入れて、9月の予算のときから入れていて、ちょこちょこ見ているのですけれども、逆に言うと13回しか更新されていないのです。スマホも最近ホームページのス

マホ対応がしっかりしておりますので、一昔前であればアプリとして切り出すというやり方は正解だったとは思いますが、今現状ホームページ、サーバー使用料を払っていて、付け足すのにそんなにお金かからない状況の中、わざわざアプリとして切り出す必要があるのかどうか、お伺いいたします。

（環境課副参事）金子委員のご指摘のとおり、最近技術革新がありまして、いろいろ方法が増えているとはこちらも認識しております。ただ、まだ1年と6か月という期間なので、あと何年か様子を見て、現在、月に200人以上のダウンロードがあるということもありますので、そちらを検証しながら今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

（金子）月に200ということは、それ18か月で月に200だと結構な数にもう毎月、アクセス数ではなくてダウンロード数ですか。

（環境課副参事）今令和2年2月現在で3,950の件数が出ております。それを単純に割ると200以上がという形で答弁させていただきました。

以上です。

（金子）しっかりと有意義なものであれば必要だとは思うのですが、現状先ほど申し上げたとおり、ホームページでも何とかなるのではないかなとは正直思っています。ただ、9月にも言ったとおり、しっかり更新さえしていただいて、別にごみに関わることでなくてもいいと思うのです、環境課でやっていることであれば。台風の情報を一緒に配信しても、ツイッターとかと一緒に配信してもいいとは思っています。なので、あまりにも13回という更新は、せめて月に1回、月に1回程度ですけれども、カレンダー更新しましたとまたちょっと違うなど思っているのです、せっかくアプリにするのであれば、もうちょっと更新をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（環境経済部長）このごみアプリ、当然情報発信の部分もありますけれども、恐らく使われている方が何に使っているかというのは、ごみを、このごみ、例えばこのごみって何なのだろう。実は土曜当番で、管理職が土曜当番で出ているのですけれども、電話はほぼそんな感じなのです。

これ、どれ、何で出すのと。それを狙ってやっぱりダウンロードされている方が実は、物の名前を入れると、これ何ですよと出るのです、その部分でのダウンロードが実は多いのかなというふうに思います。ですが、情報発信もありますので、その辺も有効に使いながら運用していきたいというふうに考えております。

(金子)では続きまして、257ページ、森林環境整備積立金でございます。こちらはまた積立てということなのですが、具体的なまだ使用用途は決めて、どのような検討状況になっているのでしょうか。

(農政課副参事)ご質問についてお答えいたします。

具体的な使用用途は、現時点では決まっておりませんが、今後小中学校や保育所などの公共建築の建て替えや改修、机や椅子などの備品に木材の活用をすることを想定しているところでございます。

以上です。

(金子)昨年、秩父市役所のほうに視察に行きまして、今秩父の森を、台風の件もありまして、上流というか、鴻巣も恩恵を受けている、荒川の恩恵を森林で水があまりダムにたまらないようにいろいろやられているというお話を聞かせていただきました。その中で、豊島区と秩父のほうでカーボンオフセットというのですか、CO₂を減らすために、としまの森というものをこの基金を活用したりしながらやられていると。豊島区のもらった分のお金を秩父の森の整備に充てているというようなものをやられていると。さらに、秩父の担当者は各埼玉県内の市町村等とほかの東京とかもそうです。キャラバンのように秩父でこういうのを活用、せっかくの基金を活用してくださいというお話をされているということをお伺いいたしました。鴻巣市として、そういったふだん恩恵をあずかっているような森等々にこの資金をつぎ込むというような考えはないのか、お伺いいたします。

(環境経済部長)森林環境のこの税は、1つにはやっぱり森林を守っていくということで、あと1つはどれだけ木を使ってあげられるかというところにあるのだと思うのです。この税は、ご存じのとおり人口割の部分も結構な量なのです。都内であるとか、本当に都会のほうは大変な人

口割での配分があるのです。鴻巣でいうと、たまたまこれちょっと倍になりましたので、ちょっと金額増えましたけれども、もともとは四百何十万で、ちょっと金額的には少ないのです。豊島区と秩父のほうは何か友好都市の関係があったというようなこともあるようですけれども、今のところこれぐらいの金額だと、やっぱり鴻巣市としてはしっかりと使うことを考えたほうがいいのではないかなというふうにはちょっと考えております。

以上です。

(金子) 続きまして、261ページの農地耕作条件改善事業について、すみません、各地区ごとに細かい内容を教えてください。

(農政課副参事) 事業の内容になりますが、農地中間管理機構が施行する畦畔撤去及び農地の均平化であり、その事業費を負担に応じて中間管理機構に負担するものでございます。事業の実施地区につきましては、北根地区が2.4ヘクタール、糠田地区が4.4ヘクタール、屈巢地区が1.2ヘクタール、合計8.0ヘクタールを予定しています。このうち糠田地区につきましては4か所ございまして、主要地方道鴻巣川島線の西側に3か所、東側に1か所、施工予定地がございまして、

以上です。

(金子) 糠田の件なのですけれども、もう一回、具体的にその3か所、4か所で、どんな作業が行われるのですか。すみません、確認で。

(農政課副参事) 事業の内容につきましては、集団的にまとまった農地の畦畔、農地と農地の間にある泥あるいはコンクリート畦畔などを撤去して、その後農地を作業しやすいように、水が均等に行き渡るように均平化する作業、これを行います。

以上です。

(金子) では続きまして、261ページ、道の駅整備プロジェクトの、以前もお伺いしたのですが、私の記憶だと女性と子どもも、ターゲットとしては女性と子どもというところを置いているという話で、コンセプトを決めているというのを前回予算、9月だか何だかにご質問させていただいたかと思うのですが、今回の話を聞いていると、どうも野菜をいっば

い作って、プロダクトを作っていこうというところにはすごく力を入れていらっしゃると思うのですが、なかなか女性と子どもというターゲット層の中に野菜を置いて、農地が活性すればいいですけども、野菜、若い女性、子ども、ファミリー層に野菜を売って、売れるのかというところをすごく危惧しております。

ターゲットがターゲットですので、野菜を置くのは道の駅なので当たり前で、いいと思うのですが、それ以外にさっき大塚委員がおっしゃっていたような食べ物という手もありますが、戸田競艇、この間視察に行ったときに、あそこは子どもの遊び場を某大手の、スイスだかどこかのおもちゃのところと共同してやられていて、競艇には人は来ないけれども、子どもとお母さんは常時いっぱいいるというような状況になっていました。あれで、聞いたら売店とかでの御飯とかの売上げにはなっているという話もありました。食べ物という攻め方ももちろんいいと思うのですが、常時ああいった主婦層が毎日来れるような、わざわざ来たくなくなるようなアトラクションというか、ものも検討する余地があるのではないかなと思うのですが、そういったものも検討されているのでしょうか。

（環境経済部副部長兼道の駅整備プロジェクト課長）今金子委員おっしゃったとおり、まずなぜ野菜かというところに関しましては、農産物直売所の売上げ、これが道の駅では非常に大きいです。ですから、このところを薄くするわけにもいきませんし、鴻巣市の農業振興という意味でも野菜の部分というのは大事にしなければいけないところになります。それは、1つ大きなものとしてあります。

続きまして、おっしゃるとおりファミリー層をターゲットにというところを基本計画のところでも女性というものを主眼としているというところでコンセプトのほうを定めさせていただきました。今回管理運営計画、こちらを今年度策定したわけなのですけれども、この中でその辺の検証もしております。やはり女性が来るという部分に関しては、女性はやはり財布のひもを握っているというところもありますし、来ていただいて、ついでに野菜を買っていただくという部分もありますけれども、お子さん連れで、委員さんおっしゃるとおり、毎日でも気軽に来れるとか、そ

ういうやはり仕掛けをしないと、リピーターがいないと道の駅の持続性がないという、一見さんばかりでは売上げがある程度のところで止まってしまう。なるべく近所の方で市民の方に寄っていただくというような仕掛けの中で、子ども連れで来れるような、そういったところ、今の中では整備計画のほうがちよっと延びておりますから、あれなのですけれども、キッズスペースとか、そういったものを考えながら、女性になるべく訴えかけられるようなところをつくっていきたいというふうに検討している最中でございます。

(金子) ぜひすごくキッズスペースは重要だと思いますので、そういうところは期待させていただきまして、時間がないので、次に参ります。317ページの防災訓練事業のほうに行かせていただきます。昨年と比べて増額になっているかと思うのですが、去年の台風等を受けまして、避難訓練の内容等々を変える、何かアップグレードがされるのかどうか、お伺いさせていただきます。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) 防災訓練の内容は、現在内容を検討しているところです。去年とは変える予定でやっているのですが、この予算上には、予算編成に間に合わなくて反映できませんでしたので、去年と同様の内容で予算見積りを取ったところ、消費税の増額分とか労務単価とか、そういったところでこの金額の差が出ています。以上です。

(金子) では、次に行きます。319、防災行政無線管理事業、ポケベル電波のところなのですが、これから恐らく受信機のほうを入れる計画になるかなと思うのですが、大体調べたところ1万8,000円ぐらい、安いので。高いのだと4万3,000円ぐらいというようなものだと思います。これ発信するのに、聞くと、文字を入力するということだったのですが、文字が発信されるという理解でよろしいでしょうか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) これ280メガヘルツ帯のポケベルで昔使っていた電波を使いますので、文字を入力して、文字が電波になって飛んでいくと、そういう仕組みになっております。以上です。

(金子) では、自動音声読み上げシステムみたいなのが受信機で立ち上がって、読み上げられると。送信するときは、手入力となるのか、誰がやるのか、お伺いします。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) ご質問のとおりでございます、入力するときは、ノートパソコンなのですが、危機管理課の職員がタイプします、文章を、文字を。それを送りますと、受信機側で文字を音声に変換して、それを読み上げると、そういう仕組みになっております。以上です。

(金子) 12月の一般質問をさせていただきましたが、ハードを整えるというのはいいとは思うのですが、それよりもソフトの運用面とかというほうが今のところ私は大切かなと思っています。地域の例えばフラワーラジオとの連携だとか、そっちのほうをより厚くして、情報速度だったりとか、プロですから、そういったような地域の民間等々と協力していくというほうが先に大事かなとは思いますが、そういったところはいかがでしょうか。

(市民生活部副部長兼危機管理課長) まさにおっしゃるとおりでございます、ハードだけ幾ら整備しても全く変わりませんので、例えば緊急速報メールをきちんと使うですとか、市のホームページの発信の仕方、ツイッターの発信の仕方、またさっきおっしゃった、ご質問にありましたフラワーラジオさんとの連携とか、その辺、またどういうタイミングでどういう内容を発信するか、そこは一番基本的なことになると思いますので、その辺はきちんとやっていきたいと思えます。

(金子) では、ちょっと最後、商工観光課の事業全般にまたがることなので、2023年度までに観光客の目標というのが200万人というのを挙げていらっしゃるかと思うのですが、今回の予算においてどのような施策を考えていらっしゃる、予算のどの部分が当たるのかというものを伺います。

(環境経済部参事兼商工観光課長) 観光戦略計画の基本理念は「魅力アップ、地名度(知名度)アップこうのす」というものを目指しております。鴻巣市ならではのイベントを開催して、行ってみたい、もう一度行

ってみたいと思ってもらえるようなイベントを目指しておりまして、新年度の予算では花火大会の補助金を100万円増額し、通常300万円のところを400万円に、花まつりでは馬室ポピー会場では新たに花畑の中を走るロードトレインの運行や埼玉西武ライオンズのチアリーダーに会場を盛り上げていただきます。多くの観光客の皆さんにおいでいただくには、イベントの魅力アップとメディアへの露出が大変重要だと考えております。テレビや新聞に取り上げてもらうには、ホームページやインスタグラムをメディアの関係者に見てもらえるか、またメディアの方との人間関係が大きいと考えております。いずれにいたしましても、災害とか天気とかウイルスとか、イベントの魅力アップはメディアの活用により観光客200万人を目指してまいります。

（金子）コノスタグラムの観光大使始まりましたけれども、人数と活動内容、今後の展望を一瞬でお願いします。

（環境経済部参事兼商工観光課長）人数は20人です。活動内容につきましては、鴻巣市の観光スポットやグルメ、イベントの情報などを鴻巣市の公式アカウントをタグづけしていただいて、鴻巣カメラ部のハッシュタグをつけて、自分のアカウントで発信していただいております。また、イベント開催時期などに事務局の出すミッションに従った投稿をお願いしております。今後の展望といたしましては、観光大使が撮影した魅力的な写真はパンフレットやチラシに活用する、それから10月から来年の9月までに公式アカウントにリポストされた回数などによって順位づけをしてお礼の品を考えております。第2弾の募集時期は、令和3年の7月から8月にかけて第2弾の観光大使を募集する予定でおります。以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（菅野）コウノトリの事業で述べまして反対討論としたいと思っております。

鴻巣がコウノトリを飼うということで3億を超える予算を計上していますが、すけれども、例えば豊岡市でいいますと、松嶋興治郎氏という方が小屋の前にずっと夜も含めてついていたわけです。市役所の職員です。40年以上かけてコウノトリを保護してきたというのは有名なのです。簡単にはできないというのを豊岡のを見ると思うのです。湿地も非常に、戸島湿地3.2ヘクタール、加陽湿地は15ヘクタール、それからビオトープも大きな部分があって、さらに田結湿地というところが12ヘクタールということで、小屋の中で飼って、尾羽切って飛ばせないようにするというのではなくて、いずれ飛ばすということなのでしょうけれども、40年以上かけてやってきたと。

それで、近くでは東松山がニホンコウノトリのひなを誕生させているわけです。2015年と2016年度に繁殖させているわけですがすけれども、ここも初代園長が引き継いでいるから、27年以上思いがかなったと。大変難しい事業であると思うのです、生きたものを扱うわけですから。私は、前にも述べましたけれども、いわゆる荒川北流域でやるというのなら、4つの自治体がやるのなら、それは負担額に対してもそれなりの額になるでしょうけれども、鴻巣1個でやるには大変重い作業であると思います。本当に今高齢化社会が進む中、国から介護や医療の改悪など、もう年金が上がらない中でますます住民が大変になっていく中で、地方に対する住民の要求というのはまず福祉政策であると思うのです。ですから、コウノトリが3億で済むわけはありません。今後もどれほどかかるかわからないわけで、地形的にいても大変困難な中を生き物を行政が育てる、政治がするというのは大変なことだと思います。私は、あまりかからないうちに見直すべきであると思いますので、それを反対討論にしたいと思います。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(金子) それでは、本予算に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の予算ですけれども、10月12日に起きた台風19号の被害を鑑みて、

いろいろな意見を集約して、防災費にしっかりと充てていただいているということが感じられました。まだまだ考えなくてはいけないこと等々、たくさんあるかとは思いますが、ぜひ次回は運用面等におきましてもしっかりとできる体制を整えていただければなと思っております。また、観光面に関しましても、これから期待ができるコウノトリの里づくり事業、そして道の駅整備プロジェクト、たくさんございます。まだまだ考えなくてはいけないことはございますけれども、しっかりと前に進めていただきまして、鴻巣市の防災、安心、安全、そしてブランディング力の向上といったものを前に推し進めていただきたいと思ひまして、賛成とさせていただきます。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（大塚）それでは、令和2年度、本委員会に付託された部分についての賛成討論を行います。

233ページに提示されている事業を申し上げますが、コウノトリの里づくり事業であります。これは、コウノトリ飼育事業とは書いておりません。このコウノトリの里づくり事業の根本、原点は何かというと、ご存じのようにコウノトリは非常に繊細な鳥で、環境汚染には反応がすこぶる早いというふうに言われております。鴻巣でなぜ取組を始めたかというその原点は、このコウノトリがすみやすい、あるいは戻ってきやすい、そんな環境をつくっていかうという一つの手法として選んだのが原点だと私は理解しております。

したがって、私たち人が暮らすところで共存をするためには、いかに環境に配慮したことを我々が考えなくてはいけないかというのを定義づけるための事業だと私は理解しております。例えば鴻巣が1か所でやっただうなるのだという意見もありますが、鴻巣が先駆者としてこの事業を提唱し、近隣に広めていく。私は、そういう考え方に基づいて行うという意味で、このコウノトリの里づくり事業は非常に重要な事業と理解をいたしました。

また、同じく233ページには地球温暖化対策先導事業が記されています。先ほど個人の部分ではレジ袋について触れましたが、過去行ってきた環

境に関する部分を全て集約した形で先導事業というふうに表示されておりますが、この中においても当然私たちが今の時代に生きるだけではなくて、これから将来鴻巣に住んで長く生活をされるいわゆる若い世代の人たちにも喜んで来てもらえるような、住んでもらえるような住環境をつくるためには、この先導事業も非常に大事な部分かなと思います。

続きまして、ページでいきますと137ページ、個人番号住基ネットワーク事業であります。一例を申し上げますと、今年私のところの長女が確定申告をするときにインターネットでやろうと思いましたが、実はカードがないとできないということをおっしゃって、これは何も住基ネット、もしくは個人番号、マイナンバーカードについては、今いる人たちが便利か否かというのも大事なのですが、これからこの世の中変わっていく中でどうやって持っている人がコントロールをして、管理をして上手に使うかというのが私はテーマかなと思います。ややもすると落としたり、なくしたり、どうするのという不安もないわけではありません。しかし、あくまでも管理をするのは個人であって、出来上がったもの、これからさらに付加をされて、いろんな利用の範囲が広がるものということで大きな期待をしている事業でもあります。

最後になりますが、105ページでは自治会活動支援事業が記載をされており、これはさきにも触れたように有事の際にともに助け合うという、そういう意味では自治会活動もますます盛んになっていただきたいという思いもあります。この委員会には、市民部と、それから環境経済部と、2つの部があるわけですがけれども、それぞれしっかりテーマを持って2年度の事業、予定されたものを全て100%クリアして令和2年を迎えられる、終わるといいますか、が過ぎることを期待をしながら、賛成討論いたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時41分)



(開議 午後4時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第20号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 1点だけお尋ねします。

歳入の中の利子及び配当金207万8,000円、これが歳出の中で基金積立金として積み立てられておりますが、今の現在の運営基金積立金についてなのですが、本年度全体として妥当な基金が積み立てられてきているのか。また、今後必要な積立金の額はどのくらいなのかというのをお尋ねいたします。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 運営基金の残高につきましては、令和元年度この補正を含めて年度末に7億7,200万円程度保有できるという形になります。現在年度末を迎えるに当たって、補正予算に計上している基金2億9,000万及び今回予算計上しております運営基金利子を積み立てた残りがいわゆる7億7,200万という形になります。適正な基金の保有額ということになりますと、非常にちょっと難しい部分があります。今後被保険者は減少してくる中で国保制度は変わりましたから、埼玉県に納める国保事業費納付金、これがいかに推移していくかという部

分、それと保険税についてもどういう形で改正をしていくかというところが議論になってくると思います。令和2年度については、賦課限度額を改正するとはいえ基本税率、あと均等割額についてはいわゆる3年間据置きという形になりますので、今後その事業費納付金を含めて考えなければいけないという形になりますので、一概にこの7億幾ら、実際には令和2年度また取り崩しますので、できる限りの知恵を絞って、保険者努力だとか補助金を獲得した上で検討していきたいと思っています。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) まず、432ページです。ここでいう保険税の軽減措置に該当する7割減、5割減、2割減に該当するこういった見込み数は、何人と捉えて算出されているのか伺います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 保険税の軽減措置につきましては、令和元年度の基盤安定算定時で7割の軽減世帯で申し上げます。3,806世帯、5割軽減世帯が2,370世帯、2割軽減世帯が2,227世帯の合計8,403世帯。国保世帯に対する、1万6,924世帯の49.65%ということで軽減になります。令和元年度につきましては、これは取りあえずということではないのですけれども、算定はおおよそこちらの50%程度の軽減世帯という形で算定はさせていただいているところではありますが、先ほど来ご説明はさせていただいていると思うのですけれども、令和2年度の税制改正大綱に限度額の改正とこの保険税の軽減判定の改正が見込まれておりますので、政令改正後に国保税条例の専決処分を行う予定でありまして、令和2年度は50%以上の世帯の方が軽減対象となるのではないかとというような見込みであります。

以上です。

(永沼) それでは、461ページになりますか、先ほどのご説明でいきますと特定健康診査委託料の関係なのですけれども、特定健康診査自己負担額、今まで1,000円だったのが廃止されるということで、それに伴う人数を9,300人(P.105「9,700人」に発言訂正)とおっしゃったかなというふうに思うのですが、それに伴う市への影響額というのですか、市が幾ら要するに補助しなくてはいけないのかとか、それと今までより何人増えたのかというものを伺います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 令和2年度の特健診の見込み数としては9,700人として受診件数を求めています。これに係る自己負担1,000円ということになりますので、970万円が昨年より単純に申し上げると増えるという形になります。実績人数を昨年の予算9,400人から300人増額して9,700人ということで見込みをさせていただきました。基本的にどのくらい実際に受診されるかというのは微妙なところもあるのですが、我々としては目標とする受診率60%を目指していますので、比

較的高いところを狙っているというところになります。

以上です。

（永沼）先ほどの私の質問のちょっと訂正をさせてください。廃止の見積り人数とか「9,300人」と言ったのですが、「9,700人」ということでお願いいたします。

（委員長）続けて。

（永沼）今後の受診率、2年度の実績を見ないと分からないかもしれないのですが、これがどんどん特定健診の増える可能性というのがあると思込んでいますか、伺います。

（委員長）では、今の質問のところで、訂正についてはご了承願います。なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）特定健診につきましては、最終的には令和5年度60%という中で、現状で申し上げますと法定報告上は30年の実績は46.3%、令和元年度につきましては受診者、市制施行65周年という形で継続して受診される方だとか、そういった方にプレゼントキャンペーンというのを実施させていただきました。早期受診とか、そういう3区分でさせていただいて、令和2年度につきましては市制施行15周年という形でやはり同じようなプレゼントキャンペーンを継続して実施するという形で予定としております。いずれにしても、我々のほうとしてはその特定健診、それといわゆるみなし健診と言われる人間ドックについてもその特定健診の項目を満たしておりますので、それを加えた受診率という形で法定報告をさせていただいているところであって、実質的には法定報告になりますと4月1日現在1年間加入していた人が分母になるということがありますので、実際の受診と法定報告というのはちょっと外れてしまいますけれども、現在のところ県内でも比較的上位に位置しているというところを見ると、いまだかつて落ちたことがないので、早い機会に、取りあえずは50%を目指すというところで事業のほうを展開していきたいと思っております。

以上です。

（野本）まず、この予算額115億5,800万円という額は、これまでの中で

推移としては平成30年度、令和元年度と比較して徐々に減っている。これは後期高齢者に移行していく方が多くなっているということで理解をしていますが、この人数の減少と予算額の減少というのはバランスがとれているというふうに見られるのかどうか。1人当たりに計算するとみたいなことで捉えていいのかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）通常考えますと1人当たりの医療費というのはいまだ下がったことがないので、医療費自体は上がっていくのかなという感覚があります。ただ、それを上回る被保険者の減少というのが生じているというのがあります。国保はどうしても団塊の世代を今抱えているという状況で、高齢化しています。現役世代の方が加入が少ないという中だと、どうしても今度は後期高齢者に移ることになりますので、いわゆる医療費のかかる方が後期高齢者に移っているという状況を鑑みると、保険給付費が減っていくということになります。一方で、保険給付費が今のところ幾ら上がろうと、国保事業費納付金を納めていけば県からそれを補填していただけるという制度にはなっております。国保事業費納付金を算定するに当たってはそれぞれの市町村の医療費動向、それと被保険者の構成割合とか、そういった形になっておりまして、鴻巣市の場合は被保険者の減少率が県平均を上回っているという中で事業費納付金も同様に減っているという分析になりますので、減り方については妥当な減少具合かなというところで分析しております。

以上です。

（野本）そうしますと、大体鴻巣市の人口の何歳が何人くらいいるというのは分かっているのだと思うのですが、その中で国保の方がどのくらいかというのもありますけれども、今後の動向というのはある程度は予測できるというふうに思ってよろしいでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）まず、現役世代の加入が先細りするという部分は、少子化という部分、それと被用者保険の拡大というのがやはり段階的に行われるということがあります。28年に第1弾、今後社会保険の小規模事業者への適用だとかという部分、それによって現役

世代の被保険者は当然少なくなっていくだろうと。また、団塊の世代、昭和22年から24年ぐらいまでの生まれの方、この方は2022年以降後期高齢者に移るということになりますので、この部分が一挙に後期高齢者に移ると。その方、医療費高い方なので、そのまま後期のほうに移りますので、医療給付費は下がるという傾向にあります。支える現役世代がどうしても少ないという構造になっていますので、その辺の動向的には分かるのですが、鴻巣市のこの被保険者を増やすということもできませんし、我々が与えられた制度の中でできる限りの努力をしないといけない。そういう中で保険者努力支援、そのインセンティブを獲得ということはやらなくてはならないことだというふうに捉えております。

以上です。

(野本) その部分というのは、3の県支出金の保険者努力支援分、特別調整交付金の部分のことによろしいわけですか。それでいいのですか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 委員おっしゃるとおり、保険者努力支援分という欄がありますので、そちらを御覧いただければと思います。表の⑦のところに保険者努力支援分については計上させていただいております。この金額、評価も含めて我々はこれをいかに獲得するかというところで努力しているところです。

以上です。

(野本) ちょっと小さくてよく見えない部分もあるのですが、得点順位というのが、平成30年が63自治体中1位というふうに書いてあるのです。令和元年が2位、令和2年の見込みが6位というふうになっているのですが、予算の中で説明があった部分ではそのインセンティブ……違う、条例のほうか。部分ではポイントがまだ鴻巣はあまりつかないところにあるというところで、この順位がどうしてこういうふうの高いところにあるのかというのがちょっと私の中ではまだよく分かっていないのですが、そこの説明をしていただけますでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) すみません、⑦非常に小さくて申し訳ございません。ここに計上させていただいたのは、保険者努力支援

分、国の分と左側が県の部分になります。県の部分につきましては、国保事業費納付金から控除していますので、実際にこの金額が歳入として入ってくることではないです。歳入で入ってくるのは、あくまでも右側の国、市町村分というところなんです。現在この保険者努力支援については、それぞれ国と県の評価指標というのがあります。特定健診の受診率だとか、徴収率だとか、あとはレセプト点検をやっているとか、多項目に非常にありまして、その指標の中に法定賦課限度額の採用というのがあります。この法定賦課限度額の採用というの、県の保険者努力支援の指標に入っているということになります。

各項目で点を取り合って最終的な得点順位というのを一応公表はいただいているところであって、全県的にそういうようなのを公表しますので、必然的に下位のところは努力をして、少しでもという形になるので、なかなかこの1位をキープするだとか、2位をキープするというのは非常に難しい。また、特定健診の受診率というのも取組方によって幾らも変わる部分もありますし、その辺によって順位も変動するということになっています。

以上です。

（野本）あとは、今回の461ページに出てくる特定健康診査事業に特に力を入れることによって、県のインセンティブの部分、これの確保をしていくことにつながるという理解でこの事業はよろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）特定健診につきましては、市町村によって自己負担を取っているところと取っていないところがあります。取っていないからといって受診率が高いということではありません。ただ、現在のところ鴻巣市は自己負担というのがあります。一方、後期高齢者の健康診査については無料という形になっております。我々としてはやはり健康増進と受診率の向上というのがあります。先々にはやっぱり保険者努力支援の指標にも入っていますので、高い受診率というのがやっぱり魅力的だというようなことがあります。いずれにしろ我々としてはできる範囲の中で無料化をして健康増進と受診率の向上を図るのが保険者の努めだと思っていますので、令和2年度より無料化して実

施するという決断をさせていただいたところです。

以上です。

（野本）あとは法定外繰入金の部分については、どの程度なら理解してもらえらというふうな定め方というのは判断難しいのかなと思うのですが、今回の額の根拠といいますか、その辺を説明をいただければと思います。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）いわゆる法定外の繰入れにつきましては、現在の国もそうなのですが、埼玉県の国保運営方針において削減すべきという形で提示されております。ただ、法定外一概に言われて、中身の色付けというものが多少あるかと思えます。決算補填目的の繰入れについては、基本的にはゼロにしなければという形になります。現在我々のほうで頂戴しているのが算定基礎となるのはがん検診の部分、それと現状でいいますといわゆる3医療というやつですか、こども医療だとか、重度医療とか、そういったものの現物給付によるペナルティーというのを実は医療は国保制度特有なのですけれども、国のほうが現物化するとお医者さんに行きやすくなるので、そういう環境をつくっているところは補助金を少なくするよという制度があります。

このペナルティーという形で一部負担をしていただくと。これは決算補填ではないというふうに捉えています。及び今限定的ですけれども、30年から令和2年度まで第3子の子どもの均等割について減免をしているという状況がありますので、こちらについてはいわゆる赤字補填にはならないと。残りの部分はいわゆる基金積立てという形で頂戴をするという中で、全体として1億という形を取らせていただきました。将来的には基金積立てについてもいわゆる法定外ではなくて、算定基礎には入れないというような方針では現在のところあります。

以上です。

（野本）最後に、支出の予備費の考え方というのが、今回補正もありましたけれども、どのようにこれは設定をしているのでしょうか。過去の予備費も特に何か計算式があるようには、ちょっと分からない部分なのですけれども。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 委員のご指摘のとおり、予備費については基本的には算定基礎はございません。あくまでも歳入歳出に合わせた調整分という形で捉えております。基本的には2,000万程度ぐらいを基準に予備費という形で捉えるようにはしています。なぜその程度かといいますと、やはりほかの事業が肥大化したときに対応するという部分がありますので、ある一定の金額は予備費という形で今後も計上のほうはさせていただければと思っています。また、当然翌年になれば翌年度繰越金というのが入ってきますので、その際にどうするか、積立てをしてそういった調整をするのかということのも当然検討はさせていただいているところです。

以上です。

(菅野) 具体的に今までこういう場合は幾らかと金額が出るのですか。例えば夫と妻が45歳で高校生と中学生がいて4人世帯というのと、今回のこの計算でいうと幾らになるというのが出ますか。出ないですっけ。さっき言ったっけ。出ないと言われたっけ。でも、上がるか、下がるかは分かりませんか。上がる、これでは済まない、もっと上がる確率が多い。国保税は上がる確率が多いから。

(税率は同じなんですの声あり)

(菅野) 税率同じなら……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時43分)



(開議 午後5時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) そうすると、この60%の方が増える状況になるのか。30年度末5割の方が増える、それともほとんど変わらない状況ということになるのでしょうか、国保税に関しては。この30年度の収入、歳入と歳出で見るとどういう状況になるのでしょうか。保険事業特別会計の歳入の表2の、一番上の表がありますよね。50.91%の人が前高割合と書いてあるわけですが、5割の方は結局上がらない。半分は上がらないけれども、

半分は上がると、税について。変わらないということですか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 表②の見方についてご説明させていただきますと、世帯数と被保険者数で、うち前期高齢者、いわゆる65歳から75歳未満の方を示しました。ここでいいますと一番上段で申し上げますと、被保険者2万6,304人に対して前期高齢者が1万3,616人ですから、65歳以上の被保険者の割合が全被保険者に対して51.76%という構成割合です。ですから、所得だとか保険税とかという意味ではなくて、被保険者の構成割合ということで参考に掲載をさせていただいております。

以上です。

(菅野) 例えば年度末の基金が約5億、表8ですね。4億9,692万6,000円となっていますけれども、そういうのも含めまして要するに運用については適正にできているという数字でいいのでしょうか。金額が平成30年度で見ると表8で8億7,000になっていたり、29年が5億6,000になっていたり、随分ばらばらがあるのですけれども、この点については適正な数字と見ていいのでしょうか、表8に関しては。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 運営基金の保有額につきましては、令和2年度の見込み、末の見込みは約4億9,700万円、そのぐらいという形で予算上の措置をしております。基本的には基金の保有というのは明確に幾らということはありません。以前の制度であれば保険給付費の何%とか、そういった基準もあった時期はあります。ですが、今は国保事業費納付金を埼玉県に納めることによって不意に医療費が上がったと、例えばインフルエンザがはやって急激にその年度の保険給付費が上がったとしても、その給付費は補填していただけるので、この基金を保有する意味というのが変わってきているということになります。

では、なぜこの基金を保有するかという形になりますと、後期高齢者制度でいいますと保有する基金を保険税の改正という形で使用するという流れがございます。2年に1度保険料の改正を後期高齢者しておりますので、そこに基金を投入すると。とはいえ、毎年赤字の決算ということはありませんので、残る金額がやはり基金のほうに積み立てるという

形で巡回をしていくということになります。今現状でいいますと、制度発足時に激変緩和という部分が国、県からされております。その金額というのが歳出の③にあります国保事業費納付金、激変緩和、国プラス県というところで表示してあります。令和2年につきましては、この例で申し上げますと1億2,407万9,116円、これは激変緩和という形で入っております。本来は、これを納めなくてはいけないのですが、こういう形を取られているので、いずれこれはなくなるだろうということになった場合は、これに備えるものであり、またこれを納めるべく保険税の改正をしなくてはいけないというような捉え方もできますので、基金についてはある一定の保有額、これが適正かと言われると微妙ですけれども、ある一定の金額、保有は必要という形で捉えております。

以上です。

(菅野) 結局18年の4月から県単位になったわけですね、国保の運営が。財政運営が県単位となったわけですがけれども、そのことによって国は毎年3,400億円公費を計上しているというふうに載っているわけですがけれども、要するに財政リスクの分散軽減とか、財政安定化基金などと、そういう分なんかも、要するに国の方針の中ではちゃんと制度の維持ができるように、これ方向性の数値として入っているのでしょうか。ちょっとそこら辺がよく分からないです。この数字見て分からないな。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) まず、国保制度改正に当たっては国は3,400億円の財政措置をする、もしくはしたということになっていきます。3,400億円のうち1,700億円については、もう既に平成27年度から保険基盤安定の保険者支援分という形で支援を頂いているということになります。この部分については、もう既にいわゆる平成27年から制度発生の30年までの1,700億円で、残る1,700億円は保険者努力支援だとか、そういうところで補助をしていただいていると。国の算定上、あくまでも算定ですがけれども、これをするによって法定外の繰入れをなくすというような形になります。法定外の繰入れというのは各保険者のほうで適正な保険税の設定をしていないというようなところから、一般会計から法定外の繰入れをするわけであって、この是正のために国は3,400億

円を入れるとともに、各保険者に保険税率の見直しという形を県単位にすることによってそれを狙っているというところがあるかと思います。明確にこの予算上にと言われると、それは個別には出てきておりません。以上です。

（菅野）そうすると、都道府県化によって要するに市町村の財政を見てもうまくいっていないということで公費削減をして、さらなる負担増になるということはないということですか。今まで国じゃなくて市町村自分でやっていましたよね。それと勘案して今後こういう形で制度が進んでいくときっちり払える額になるということでしょうか。今まで市がやっていた額よりも国が責任持ってやるから、保険税が増えることはないという状況になるのでしょうか。国が公費を入れるべきところには入れるよということで、どうなのでしょう。そこが問題。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）まず、国保広域化の狙いというのは、恐らく国で考えるものというのが幾つかあると思うのです。それは、市町村の条例に基づいて保険税率、限度額も含めて設定をさせていただいているところです。ただ、医療に関してはどこの医療機関にかかっても例えば3割負担だ、2割負担だという形になるわけです。一方で、市町村によって税率が違うということは、やはりこれはあまり広域化にするに対してはふさわしくないというところもあります。一方で、法定外の繰入れが本当に妥当なのかと、その法定外を入れることによって道路1本、福祉事業の1本がなくなるということが、これが本来のものか、当然国保には多額の公費がもう既に入っているという状況で、一般住民の方の税をそれに充てていいのかというところもあります。

また、現在のところ、後期高齢者医療だとか前期高齢者という中では社会保険のほうから流れているもの等がかなり大きいです。65歳以上の医療費については、ほぼ後期高齢と同じような推移をたどっていますので、これを一保険者で賄うのはとてもできないことでもありますので、そういった中を社会保険の方が肩代わりしていると。旧制度でいうと、鴻巣市の場合900万円ぐらいのいわゆる前期高齢者の納付金を納める代わりに二十二、三億円もらっていました。そういった形で社会保険のほうから

多額の金額が流れているという中では、やはり国保だと国保である一定度の市町村の税率とはいえ、広域化によって目指すところがあるというふうな形になるので、決して広域化になったから、税率が安くなるということではなくて、ちょっと話ずれてしまいますけれども、請願のところでもありましたけれども、全世代型のやっぱり社会保障制度という部分で考えていかななくてはいけないのかなというところがあると思います。

以上です。

（菅野）この1ページの表を見ますと、法定限度額は99万ですけれども、本市は96万ですよ。医療分が61万、最高の分でしょうけれども、後期が19万で介護分が16万と。そうすると、標準の収入の方は九十何万払うほどではないでしょうけれども、それでもう所得400万だと、40万、50万ぐらいは払わなければいけないという状況になるのではないかなと思うのですが、どうでしょう。40、50万円という96万なんて払う人はそんなにいないのか、40万、50万はしょうがない数値だということでしょうか。ただ、今給与者も給料が上がらない中、この保険料で払えなくて滞納が増えることになりかねないという状況ではないでしょうか。そこら辺お聞きしたいのです、鴻巣の状況は。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）国民健康保険につきましては、社会保険と違いまして、低所得者に対しては軽減というのがあります。所得が33万以下の方については7割軽減です。現在介護を含めて均等割4万3,000円になります。当然所得33万円という形になってくると基礎控除もあって、所得割というのが出ません。その代わり4万3,000円が減額されます。3割になりますと、年間1万3,000円ぐらい、月1,000円程度という形の負担をお願いしているところです。社会保険は、そういった制度がないので、低所得者に配慮したという意味では、国民健康保険はある一定の制度というふうに捉えています。制度によってちょっと違うので、なかなか何とも言えないのですけれども、また限度額についてはある一定の所得のある方、比較的1,000万円以上の収入がある方を対象にしておりますので、担税力がないということは通常はないかと捉えており

ます。

我々的にはこの所得者層のご負担が確かに増えるのですけれども、逆にこれを改正なり大綱でもうすぐ出されると思うのですが、それに従わないと、その不足する部分というのですか、それを一般の方に転換しなくてはいけないということになりますので、我々的には法定、もしくは税制大綱に基づいた改正をします。ただ、現在としては市町村によって税率が違いますので、それこそ所得割率だとか、均等割額が違います。決して鴻巣市が4万3,000円というのが高いというふうには現在捉えておりません。県平均でいうと、4万6,000円だとかいう形も当然出てきますので、そういった中では鴻巣市は比較的中間所得層に配慮した税率設定を現在させていただいているというふうに捉えております。

以上です。

(大塚) 単純な部分を1点だけ伺います。

451ページ、国保の運営協議会についてであります。予算計上としては16人分の報酬が載っておりますが、令和2年度における運営協議会の開催回数があれば、それから2年度のその協議会の中でテーマなり目的なり何か設定があれば併せてお伺いをいたします。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) この運営協議会の開催につきましては、通常のルーチンでありますと年4回、予算計上は5回を計上させていただいています。通常の部分だと3回なのですけれども、いわゆる改正がある場合等を見込んで2回をやっているという状況です。令和元年度の開催状況でいいますと、改選というのが実はございました。これを5月にさせていただいております。2回目を決算の概要、9月の議会の前に決算の概要という形及び第3回目として12月に限度額改正の諮問及び国保事業費納付金というのが秋と本算定、10月と12月、正確に言うとも1月なのですけれども、示されるので、その秋の試算ということで第3回をそこで実施をし、第4回としては3月にかかる予算案という形でやったものと、本算定に基づいたご報告という形を取らせていただきました。令和2年度については、そういったことで5回の開催を予定をさせていただいております。

以上です。

（金子）すごく単純な確認だけさせていただきます。

歳出のほうの表⑥の出産費なのですが、令和元年度の出産費38件と。前年平均約70ぐらいなのが落ちているのは、これは12月までの数字だから落ちていて、1、2、3が加われば大体これぐらいになるという認識でいいでしょうか。

（市民生活部副部長兼国保年金課長）委員ご指摘のとおり、こちらについては令和元年実績というところ、アスタリスクらしきものを表示させていただきましたが、表の右側上段に令和元年については12月現在ということを示させていただいていますので、1月、2月、3月が加われば予算の70件まではいかないと思うのですが、六十数件絡みにはなってくるかなというふうに感じております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）いつもキャラバンで全県の国保も含めまして、交渉させていただいております。その中で一番最初に出てくる要望が、誰もが安心して医療が受けられるためということで要望を出してきているわけです。第1として応能負担を原則とする保険料率に改めてください。それから、鴻巣の場合、子どもの保険税均等割負担はなくなりましたよね。ありますか。

（なくなっていない声あり）

（菅野）なくなっていない。これも入れているのです。子どもの保険税均等割負担を廃止してくださいって。子どもの場合は、本来廃止してもいいと思うのです。それから、安くするためには一般会計からの繰入れを増額してくださいと。それから、経済的理由により病気の治療が中断することのないように保険税や医療費負担の減免制度を拡充してください

い。そして、滞納があっても住民に寄り添い、生活再建を支援し、納税者となるまで援助を行ってください。これがキャラバンの要求事項となっています。

実現できていないわけですがけれども、横浜市が大変今話題になっています。鴻巣は、資格証も短期保険証も発行していますけれども、2017年には資格証、2019年8月には短期保険証の発行をゼロにしたのです。全て正規の保険証で発行にするようになりました。これは、患者が持つ医療を受ける権利、受療権を侵害し、滞納者のペナルティーは社会保障の原則に反するものとして大きな問題だという提起が認められたものであると思います。窓口で一旦は10割の負担で、無保険の状態でお金がなければ医療にかかれないというこの制裁措置であったわけですがけれども、国は事実上の保険証の取上げである資格証の発行の際には特別の事情を勘案すべきとしていました。横浜市では、2008年1月17日の参議院決算委員会で厚労省の保険局長が言った、1年間滞納したからといって滞納者の特別な事情を認知することなく、資格証明書を交付することは想定していないと言っているということをして、短期保険証の交付には申出があることのみが要件だということで、滞納金の一部納付は必要ないという趣旨の回答をして、こういう措置が実現したわけです。払えない保険料であれば保険料の滞納処分を執行停止して、その能力に応じた当年の保険料を払ってもらうことが大切であるという、こうした論議がされています。

以上、当市におきましても何らかのいわゆる生活困難者への措置が必要であると指摘して、反対討論とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について

て、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 604ページ、歳入の部分ですけれども、特別徴収保険料、あと普通徴収保険料ということではありますが、それぞれ説明の中に計算式が載っていて分かるわけですけれども、まずは特別徴収保険料ということで年金から天引きされているという対象者数だと思うのですが、その対象者数は何人か、普通徴収保険料の方は何人いるのか、新保険者数説明でいきますと1万6,697人ということですので、これの振り分けになるかなというふうに考えますが、そのことについて伺います。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 令和元年度の当初調定では特別徴収の第1期と言われる方が1万2,341件、全体の80%。普通徴収が3,035件、こちらが約20%、合計で1万5,376件の調定ということにさせていただきます。金額と被保険者というのはまたちょっとバランスが違いますので、保険料に対する7割が特別徴収という形で捉えております。

以上です。

(永沼) 歳入の中の特別徴収と普通徴収保険料ですけれども、前年度に比べて増えているわけですけれども、これは被保険者の増ということの考えでよろしいですか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) ご指摘のとおり、被保険者の増加という部分と令和2年度、3年度の保険料の改正という影響があります。広域連合のほうからの情報では、令和2年度0.1%の所得割率を上げることの影響が910万円、賦課限度額を2万円上げることによる影響が216万

円というふうな情報を得ております。

以上です。

(野本) 被保険者の人数、今後2022年から2025年にかけて増加していくということですが、今までも増加しているわけですね。これ表③を見ればいいのでしょうか、この被保険者数というのは。29年度が1万4,159人、30年度が1万4,893人。調定前の表2のほうなののでしょうか。ちょっと実際の人数が今現在がどれなのか、令和2年度の1万6,697人というのは予算上的人数、全員でこれだということなのでよろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 表②につきましては、広域連合から示される予算策定時の被保険者数になります。実績といたしましては、大変申し訳ございません。一番下、表⑨に被保険者というのを示させていただきました。最上段の平成30年度では平均で、年度平均になります、給付のところでは捉えるべき数字になりますので、1万5,085人という形になります。割り返すのがどうしても平均になりますので、平均という形です。一方、広域連合が示すのはあくまでも課税時点での被保険者等になりますので、ちょっと差があるという形にはなっております。以上です。

(野本) そうすると、今後2022年から2025年というのはどのくらいになっていくものと考えられるのですか。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 算定上今2022年という資料がちょっと広域連合からも来ていないという状況の中で、現在毎月後期高齢者のほうに被保険者証、誕生日からという形になるので、お送りしている中だと月100人以上増えているという形になります。単純に言うと1,200人増えるのかという形なのですが、実際には死亡される方が約半分になります。600人とかになります。2022年から団塊の世代が後期高齢に移っていくという中だと、恐らく現状を上回る被保険者が移っていくという状況にあるかと思えます。最終的には、一般的には2040年問題というのがありまして、後期高齢者医療の被保険者全体が肥大化のピークを迎えるのが2040年だというふうに言われております。

以上です。

(野本) 要は、もちろん心配される部分というのは保健事業が健全に今後推移していけるかどうかというところだと思うのですけれども、そのための方策といいますか、その辺はこの市でやりようというのはあるのでしょうか。もちろん健康をつくるとかというのはあるかとは思いますが、けれども。

(市民生活部副部長兼国保年金課長) 後期高齢者にも当然ここの特別会計では組んでいませんけれども、一般会計のほうで後期高齢者の健診事業というのをやっています。先ほどご審議いただいた国民健康保険では特定健康診査というのが各保険者に義務化されていると。後期高齢になる以前からのやっぱり健康診断を勧奨して、健康に対する意識を持ってもらうという部分が一つあるかと思えます。また、これはもうちょっと先になるかと思うのですが、今厚労省で言っているのが介護保険事業との一体実施というのがうたわれています。現状は後期高齢者という形で取組という部分で補助対象にするということになってはいますが、実際に後期高齢になってからだと遅いという概念もありますので、厚生労働省のほうでは国保が行った介護保険との一体的実施という部分でも補助にするよというのが現在議論は進んでいるという中では、後期高齢に移る前からの保健事業の充実、意識づけというのが大切かなというふうには捉えております。

以上です。

(菅野) 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会は、2月18日にさいたま市内で定例会が開かれたという記事があります。これは、2020年から21年度の後期高齢者医療保険料改定条例案など7議案が可決されたということなのですが、その骨子ですけれども、改定保険料は18から19年度比で所得割を7.86から7.96に引上げるなどの内容であったと。7.86から7.96だから、0.10%引上げる内容であったと。

それから、広域連合では城下さんという方が、共産党の議員でしょうけれども、ここに議員として出ているのです。 _____

_____ということが明らかになって、相次ぐ社会保障費の負担増で高齢者の生活は深刻で、

負担減を、軽減を求めて反対したという、こういう記事が載っています。これがこれとリンクしているのだと思うわけなのです。

それですので、これは反対理由です。結局は加入者の98%が負担増になるということが明らかになったわけですがけれども、本市の場合はこれが適合するのでしょうか。どうでしょうか、保険料が。その連絡はまだ来ていないですか、2020年度だから。予算だから、来ているよね。2020年度予算ですものね。

(暫時休憩よろしいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時22分)



(開議 午後6時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅野委員より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

(菅野) 先ほどの発言で、「

」というところ取り消していただきたいと思います。

(委員長) ただいまの申出について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、申出は許可されました。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

では、ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 論議の中で、所得割が0.1%上がる、均等割は4万1,700円で同じです。限度額が2万円上がって64万円になるということです。それで、

前年度より2,463円上がって、1人当たり保険料額が7万6,481円になるという、増税になるということですので、反対いたします。
以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。

(閉会 午後6時36分)